

平成19年第3回竜王町議会定例会（第3号）

平成19年8月28日

午後1時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（3日目）**

日程第 1 一般質問

## 一 般 質 問

- |    |                              |        |
|----|------------------------------|--------|
| 1  | 職務管理と職員駐車場について ……………         | 西 隆議員  |
| 2  | 「不登校」と「子どものいじめ問題」について ……………  | 川嶋哲也議員 |
| 3  | 指定管理者制度対象外となった施設について ……………   | 近藤重男議員 |
| 4  | 一級河川惣四郎川と寒尻川の浚渫等について ……………   | 竹山兵司議員 |
| 5  | 町道山之上西岡屋線にかかる惣四郎川橋の拡幅について …… | 竹山兵司議員 |
| 6  | 矢祭に学ぶ地域経済の活性化策 ……………         | 若井敏子議員 |
| 7  | 福祉の充実が雇用を生み出す ……………          | 若井敏子議員 |
| 8  | 子ども施策の充実のために ……………           | 若井敏子議員 |
| 9  | 入札制度のあり方について ……………           | 勝見幸弘議員 |
| 10 | 竜王インターチェンジ周辺の活性化について ……………   | 圖司重夫議員 |
| 11 | 特別職(議会議員)報酬等審議会の開催について …………… | 西 隆議員  |
| 12 | 「(仮称)竜王商業施設開発計画」について ……………   | 川嶋哲也議員 |
| 13 | 「ドリームプロジェクト 竜王」について ……………    | 山田義明議員 |
| 14 | 危険箇所の道路改修の総点検等について ……………     | 近藤重男議員 |
| 15 | 竜王小学校・西小学校教室教材の整備等について …………… | 竹山兵司議員 |
| 16 | 医療制度のこれからについて ……………          | 若井敏子議員 |
| 17 | 行政改革集中改革プランの進捗状況について ……………   | 勝見幸弘議員 |
| 18 | 住宅施策について ……………               | 圖司重夫議員 |

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
10番	岡山富男	11番	西隆
12番	山田義明	13番	中島正己

## 3 会議に欠席した議員

なし

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	副町長	勝見久男
教育長	岩井實成	会計管理者	青木進
総務政策主監	小西久次	住民福祉主監	北川治郎
産業建設主監	宮本博昭	総務課長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
健康推進課長	竹山喜美枝	産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信		

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書記 古株三容子

開議 午後1時00分

○議長(中島正己) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって定足数に達していますので、これより平成19年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長(中島正己) 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。それでは、11番、西隆議員。

○11番(西 隆) 平成19年度第3回定例会一般質問に、私は2問の質問をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

質問事項、職務管理と職員の駐車場について。

職員の通勤車両を、図書館、公民館、庁舎前、防災センターに駐車されております。一般住民の方が公民館、保健センター等の利用時に駐車場所の確保に苦慮されている時が多々あります。防災センター敷地内の歯科保健センター建設予定地を駐車場として利用できないか、伺います。

また、去る4月に公民館を午後7時より借用いたしました。住民多数の来場が予定され、駐車場の確保のため、公民館前に駐車職員の車の移動を依頼いたしました。ところが、一度の移動依頼の館内放送をしていただいたのですが、全然移動がしてもらえません。再度、館内放送を依頼しました。ところが、その時、来られたある職員の方から「公民館は借りておられるが、駐車場も借りておられますか」との質問がございました。住民の施設である認識がないように思われます。

また、総務担当の方へ、残業しておられる方、まだ車が残っておりますので、連絡してもらおうよう依頼すれども、誰がどこで残業しているのかわからない状況とのことであります。このようなことで、100人余りの職員の人事管理、特に残業等で、どこでどういう職務をしておられるのか、そういう把握ができていないということ。

さらに、駐車場の交通整理を、後、するように言われ、誘導棒の借用を依頼いたしました。ところが、そんなものは自分の方で準備しなさいとの返事。やはり、

町の施設、備品等はすべて住民のものではないのでしょうか。職員にはこれらの管理責任があり、また業務遂行のための必要な備品、消耗品の使用は認められているところであって、すべて職員の所有物ではないという認識はないのか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） ただいま西議員さんから、職務管理と職員駐車場についてご質問をいただきますとともに、具体的な事例をもって問題提起をいただきましたことにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、防災センターの空き地の駐車場利用についてのご質問でございますが、公民館で開催されます文化祭につきましては、晴天の場合には、既にその空き地を駐車場として利用させていただいているところでございます。今後は、さらにその有効活用について検討してまいりたいと考えております。

また、現在、職員の駐車場として利用させていただいております駐車場スペースにつきましては、庁舎にありましては駐車場の西半分、防災センターにありましては北側の三分の一程度を、公民館にありましては南側半分を指定して利用をさせていただいております。

こうした利用形態の中で、公民館で大きな催事があるときには、職員の車は、図書館の駐車場西側の空き地に移動をさせることになっておりますが、今回のことを踏まえまして、防災センターの空き地についても、その活用について検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、具体的な事案を通じて問題提起いただきました事項でございますが、職員が住民サービスの担い手であるということへの認識の甘さ、施設管理者として、利用者との調整不足や、職員自身のルールや規範に対する甘さを露呈した具体的な事項であったと認識をさせていただいております。職員管理、職務管理上も大いに反省をさせていただかなければならないものでございます。

このことから、4月より早速、職員の規範意識の向上を図るべく、職員の出勤時に1ヵ月間徹底した指導をさせていただき、枠外駐車や前照灯の不点灯などについて改善を促したところでございます。

併せまして、今回の事案では、駐車場整理のための誘導棒が当該施設に整備されていないなどの問題もありましたので、早速、その対応ならびに対処方法について指導をさせていただいたところでありますが、利用されました当事者にとりましては、憤まんやる方ないという状況であったと推察されますので、この場で

職員管理、職務管理という立場から深くおわびを申し上げるところでございます。

なお、公共物の帰属と貸し出しということにかかわってでございますが、議員仰せのとおり、町の財産は町民のものであり、その財産を適正に管理、執行させていただくのが職員の務めでございます。その管理させていただいている財産は、町民であれば何でも貸し出しをするのかということに関しましては、その利用の目的によっては可否の判断をさせていただかなければならないことだけはお含みをいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今回の件は竜王町職員として恥ずかしい対応であったと思っておりますし、丁寧な説明と適切な判断ができるように、反省すべき点を真摯に受け止め、地域住民の奉仕者として働き、信頼を得られるよう努力してまいりますことを申し述べ、その反省とともに回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 西議員さんからのご質問に、引き続き教育委員会として教育施設の管理ならびに施設職員の管理・監督責任の立場からお答えを申し上げます。

今般の施設貸し出しにおける対応は、今、総務課長が申したとおりでございます。その対応につきまして不十分なものがあり、誠に遺憾であったと認識いたしております。その改善に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

なお、公民館の駐車場につきましては、本来、公民館に来館される方のためのものがございます。その一部を職員の駐車場として使用しており、来館者が多いと推定される事業などにつきましては、事前に職員に周知し、駐車禁止をしているところでございます。

今後、公民館の駐車場としての機能を重視して、その対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 11番、西隆議員。

**○11番（西 隆）** ただいま駐車場につきまして、防災センターの空き地を検討するということが言われました。特に、駐車場につきましては、今、公民館、防災センター、図書館については、駐車場以外の空き地を利用されております。職員専用の駐車場について、とにかく出勤から退庁まで長時間独占専有使用であります。特に、この施設設置目的における駐車場、これにつきましては、行政が最も嫌がる目的外使用。あの場所を公民館、防災センターの駐車場に職員の車を止めているというのは、目的外使用であります。このことについて、やはり住民の

方にはいろいろなことで、やはり目的以外にはすべてのものは許可できませんということを言っている中において、職員であればいいのかということです。そのことについて再度お伺いしたいと思います。

次に、職員管理について、民間においては、今現在においてはタイムカードからほとんど名札についているようなところにＩＣカードを入れ、それによって管理されております。

また、部門、あるいは外出時においては、ＧＰＳと言うのですか、位置のわかるところ、それも内臓されて、いわゆるどこにいても勤務時間内、特に勤務時間内においてはどこにいてもそれで検索できる。今、子どもにもそういうものを持たせていく方向になっておりますけれども、やはり勤務時間においては、だれがどこにいて住民にどういった対応をするのか。「今、課長がおりません」「今、係りがおりません」「どこにいるのかわからない」ではなしに、やはりそういう対応ができるということ。

また、いまだに出勤簿においても判こだと思えます。やはり職員の危機管理意識、これを踏まえた上においても、また全国に先駆けて、どこの自治体でもそういうことをやっておりません。やはり職員の地盤になること、やはり日本の竜王町はこれだけの我々の働いている上において、常時、２４時間とは言いませんけれども、せめて勤務時間内には我々はどこにいる、県に出張した時には県のどこにいる、すべて検索できる、やはりこういう自慢ができるものがあれば、職員のやる気と言うのですか、やはり働いている意義の高揚になると思えますし、いやいや仕事をするということは恐らくないと思うのですけれども、やはり自信を持って仕事できる立場、そういうことが取り入れできないか、ひとつお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） 議員から、さらに目的を持って整備をされました公共施設の駐車場の望ましい姿などにつきまして、ご質問・ご提言をいただいたところでございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

公民館は、町民の集会や催事を目的に町民が集う場ということで建設されておりました、防災センターにつきましても、有事を想定をいたしました施設であり、駐車場はその附帯施設でございます。いつ、どのような時にも町民の皆さんが自由に車を止められるということが求められるところでございます。

こうした意味におきましては、今日までの対応や考え方に不十分なものがあっ

たと認識いたしておりますので、今後、職員の車については、空き地への駐車を促し、公共の施設を適正に管理させていただけるよう職員のさらなる意識改革も含めまして努力をしてみたいと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、職員管理について、民間での取り組みの様子、さらには危機管理をも視野に入れました中でのご提言でございますが、議員仰せのとおり、自慢できるものを持つということは非常に重要なことであろうと考えますし、有事におけるGPS等の利用は有効な手段であると推察されますので、職員の意識改革も含めまして、今後、研究・研さんしてみたいと、こう考えますので、今後ともご指導とご理解を賜りますようお願いを申し上げ、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 平成19年第3回定例会一般質問、2点の質問をさせていただきます。

1点目につきましては、不登校と子どものいじめ問題について伺いたしたいと思えます。

文部科学省が今回発表いたしました調査報告によりますと、中学生の不登校が全生徒の35人に1人に当たる2.9%という、過去最高の割合であるということで発表されたわけでございます。不登校とは、経済的理由や病気以外で年間30日以上学校を欠席している状態。その理由としては、先生や友人との人間関係が原因の場合や、不安、無気力、非行、いじめ等が原因とのことでございます。つきましては、国・県、特に竜王町の小・中学校の不登校児童・生徒の状況と子どものいじめの状況について伺いたしたいと思えます。

また、いじめ・不登校に対する指導、防止対策についての考えもお伺いたしたいと思えます。以上、よろしく願いします。

**○議長（中島正己）** 木村学務課長。

**○学務課長（木村公信）** 川嶋議員の「不登校」と「子どものいじめ問題」についてのご質問につきまして、お答えをいたします。

議員ご承知のとおり、去る8月9日、文部科学省は2007年度の学校基本調査の速報を発表しました。その中で、1年間に30日以上欠席した、いわゆる「不登校」の小・中学生が5年ぶりに増加し、特に中学生は全生徒の2.89%と過去最高になったとの報告がありました。

滋賀県内では、公立小・中学校での2006年度の不登校の児童生徒数は1.39%であり、前年度より0.01%増加しており、全国平均の1.19%を上回



っています。そのうち公立小学校での在籍率は0.55%であり、公立中学校の在籍率は3.19%と非常に高い数値であり、依然として深刻な状況が続いているという結果でありました。

不登校の原因といたしましては、「不安などの情緒的混乱」が小学生51.7%、中学生41.1%と高く、続いて「無気力」が小学生15%、中学生21.7%、そして「いじめを除くほかの児童・生徒との関係」が小学生8.9%、中学生12.9%となっています。

このような状況のもと、現在の竜王町小・中学校の現状につきましては、最も新しい今年度1学期末のまとめでは、「不登校児童・生徒」の在籍は、小学校1名、中学校1名、合計2名の報告がされております。割合で申しますと、小学校が742名中の1名で0.001%、中学生が445名中の1名で0.002%と、いずれも全国平均・滋賀県平均値を大きく下回っております。

しかしながら、1学期30日以上欠席にはなっていないものの、10日を越える欠席者数につきましては、小・中学校とも4名在籍しており、不登校、あるいは不登校傾向をなくする取り組みが引き続き必要であるとの認識をしております。

また、「いじめ」に対する指導および防止に向け、竜王町教育委員会といたしましては、昨年度末に把握し、県教育委員会に「いじめととらえた」または「いじめの可能性がうかがえる」事例について追跡調査を行いました。

昨年度、「いじめとしてとらえた」事例につきましては中学校で3件、「いじめの可能性がうかがえる」事例につきましては小・中学校でそれぞれ4件、合計8件ありました。

各事例の原因は、発達障害を有する子どもに対する周りの理解不足から生じたものや、本人の孤立傾向に伴う人間関係調整能力の欠如からくるもの、言葉の暴力から発生したもの等々さまざまでありました。

学校現場の取り組みでは、家庭訪問を基本として、本人および保護者、関係児童・生徒およびその保護者への説明と指導を繰り返し行い、双方が納得いく解決を目指しました。

その結果、「いじめ」としてとらえた中学校の3件につきましては、指導の場面を個人・家庭・学級・部活動、そして専門医療機関と広げる中、すべて解決の方向に至ったと把握しております。

また、小・中学校で「いじめの可能性はある」ととらえた8件につきましても、

年度中に解消したものが5件であり、継続的に本人を見守り、周囲の子どもたちへの指導を昨年度に引き続き行っている事例が3件と把握しております。

そこで、今年度竜王町教育委員会では、このような事例を「ゼロ」にするため、特に4つの指示を各学校・園に行っております。

1つ目は、早期発見に向けての努力を行うことであり、3日以上欠席した児童・生徒に対する複数での家庭訪問の実施。

2つ目は、学校・園内での役割分担の確認。チームや組織として解決を図るため、生徒指導担当教員を中心とし、児童・生徒対応に当たる者、保護者対応に当たる者、そして担任の役割を明確にしておく。

3つ目は、不登校に陥ってしまった場合、登校させる手だての構築。

4つ目は、子どもたちに対する観察の充実であります。

いずれも、ごく基本的なことですが、この基本を漏れなく確実に行うことが「ゼロ」に近づく大切な方策であると認識しております。それらの指導に加え、いつでも、だれでも、学校の先生には相談しにくい事柄を電話で相談できる窓口を「ハートダイヤル」として設置をし、子どもたちに対しては、ハートダイヤルカードの配布を行い、保護者・地域の皆さんへも案内を行いました。

今後も、教育委員会といたしまして、竜王町の児童・生徒の学習状況や学校生活の実態を十分に把握・分析し、各学校の教育実践の検証を行い、さらに工夫された取り組みが行えるよう、さまざまな機会をとらえ情報の交流を行い、個々の事象に対しより適切な対応が行えるよう指導し、学校現場とともにすべての子どもたちを支援してまいり所存でございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 詳しくご答弁いただきまして、ありがとうございます。1点だけ、再度お尋ねいたしたいと思っております。

「不登校ゼロ」ということで取り組んでいただいておりますが、ややもすれば病欠扱いというような形の中で数字そのものを減らしてこられるような実態もあるようなことも聞いておりますけれども、それについての町としての見解をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 木村学務課長。

○学務課長（木村公信） ただいまのご質問、不登校の中に病欠も含んで、含まずというふうな報告の内容についてでございますけれども、竜王町の教育委員会として月例報告という形で滋賀県の教育委員会の学校教育課生徒指導班の方に毎月

報告をする文書がございます。その中に報告する数字に対しましても、各小学校・中学校に対しましてその該当児童・生徒の様子を詳しく聞きまして、いわゆる不登校、先ほど答弁の中で申し上げました理由によるものと病気によるものとの区別をはっきり数字に分けまして報告するように努めております。

○議長（中島正己） 次、5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 平成19年第3回定例会一般質問、5番、近藤重男。指定管理者制度の対象外となった施設について質問をいたします。

平成18年第1回臨時議会において提案されました指定管理者制度の中で、竜王町親と子の草の根広場の設置に関する条例は、指定管理者制度にはそぐわないため、条例を廃止、竜王町農村公園指定管理者制度については、農村総合整備モデル事業、事業主体は竜王町で実施され、この施設は補助整備により各地域で土地改良法に基づく共同減歩により創設換地の用地を捻出されて、用地の権利は地元集落で、事業実施は町の農村公園と位置づけられ、国の補助事業の関係上、集落に移管はできなかったが、公園事業が完了したことにより、県と協議をされて、各自治区に所有権が移管された。今回の補正予算には、「自ら考え自ら行うまちづくり事業」に助成金、遊具の保守点検220万円を計上されておられるが、自ら考え自ら行う事業3ヵ年計画事業助成額3,505万円の5万円を各集落に示され、既に達成されている集落もあるようですが、どのように対応されるのか、今後の遊具の管理体制、指導はどのようにされるかについて伺います。以上です。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） 近藤議員さんから「指定管理者制度の対象外となった施設について」と題して、各自治会で実質管理をいただいております遊具の管理体制や指導についてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理と各自治会にあります草の根広場、あるいは農村公園に設置されております遊具の関係であります。指定管理者制度の導入以前より、町名義の各自治会関係施設につきましては、遊具の管理に関し、町と自治会の管理協定を締結いたします中で、従前より自治会で実質管理いただいております。

その中で、本年4月、岐阜県内の小学校で校庭の木製遊具の柱が折れて、児童13名がけがをされるという事故があり、続いてエキスポランドでは、ジェットコースターの車軸が金属疲労して、東近江市の女性が死亡されるという痛ましい事故が発生いたしました。

これらのことから、次代を担う子どもたちが毎日のように利用する自治会の広

場等の遊具についても、再度、その安全性を見直す機運が高まりました。

これを受けまして、町においてもそのことに対して何らかの手だてが必要であると考えておりました時、竜王町の自治会連絡協議会の役員会でもそのことが話題となり、遊具の実態調査を実施いただき、改善への支援を要請されたところでございます。そのため、自治会の振興支援策であります「自ら考え自ら行う事業」について、次世代安心対策枠を創設させていただくものでございます。

3カ年の「自ら考え自ら行う事業」の助成額3,505万円については、既に2年目において、自治会割当額を消化されている自治会、あるいは別の事業を計画されている自治会もありますこと、さらには事業実施のためには新たに2分の1の財源を自治会で準備いただく必要があること等を勘案するとともに、自治会連絡協議会で実施いただきました点検や改善に向けたアンケートを参考にさせていただきながら、19年度において8月補正で遊具の点検や撤去および改善に要する経費の2分の1の額220万円、次年度においても要望に見合う額を、当初の3,505万円とは別枠で措置させていただきたいものとするものであります。

この次世代の安心対策枠の創設によりまして、議員も心配いただいております今後の遊具の管理体制や指導についての新たな道筋が整い、安心して子どもたちが遊べる自治会遊園地となると考えておりますので、ご理解を賜りますことをお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 丁寧にご説明をいただきました。その中で1つ、安心対策ということで今後講じられていくわけですがけれども、この去年の7月臨時議会の時におきましては、所有権の移転と言いますか、移管について、地縁団体が12あるわけでございますけれども、それについてはもう既に完了されておられるのか、まだもう少し残っているのかということと、さらにこの「自ら考え自ら行う事業」、これは非常にこの事業につきましては各自治会でも広範囲に活用ができるということで、非常に自治会において好評をいただいております、またこの事業におきましては、発想された方、非常にこれは自治区の管理側に立った思いで酌み取られたというふうな思うところがございます、非常に私も評価しているところでございますし、今後、このような事業は、予算がないということではなくして、いつまでもこの事業で集落の対応ができるようにと願うものでございまして、ひとつその点についてお伺いしたいものでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） ただいま近藤重男議員さんの方から再質問がされました、去る昨年7月の臨時会に指定管理者制度の折にも答弁させていただきました農村公園の地元移管の関係でございますけれども、先ほどご質問の中にありましたように、竜王町全体で今12の農村公園がございます、そのうち今現在、10自治区につきましては、それぞれ各自治会の方に地縁団体ということで移管をさせていただきました。

あと2つにつきまして、1つは、地縁団体を取得されていない自治会がございますので、あと1つは、自治会が地縁団体を取得されておりますけれども、まだあと2つだけが残っておるということで、12のうち10の農村公園が自治会へ移管をさせていただいたということで、この分だけご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） 続きまして、「自ら考え自ら行う事業」についてでございますが、非常にその効果を評価いただいておりますこと、ありがたく思います。なお、ご高承のとおり、この事業は3年ごとに見直しをかけながら次年度以降を考えていくという仕組みになっております。そうした3年を踏まえます中で、その効果を検証しながら進めをさせていただきたいと、こう思いますし、ただいま有効であるというお言葉もいただきましたので、そのお言葉も参考にしながら今後取り組んでまいりたいと、このように考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） さきにお答えいただきました所有権の問題でございます。これにつきましては、早くひとつそれを解決していただくのがいいのではないかと、妥当ではないかと、このように思うわけでもございますし、また集落の方の関係もございますけれども、できる限り町のもの集落のものとの区分けということも大切だと思いますので、ひとつ早くできるようにご配慮いただきたい、さらにまたこの「自ら考え自ら行う事業」につきまして非常に幅広く集落の方では活用できるということで、地域の活性化なり、また生活基盤なり、また安心なまちづくりというような方向の中でこの自ら事業が活用できるわけでございますので、これはやはりいつまでも続けられるような方策をひとつ続けていただきたいと、こういうことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中島正己） 次に、8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 平成19年第3回定例会一般質問、8番、竹山兵司。質問事項、一級河川惣四郎川と寒尻川の浚渫等について伺いをいたします。

惣四郎川と寒尻川に雑草が繁茂しています。川底は土砂で埋まり浅くなり、増水時には堤防決壊への災害が心配をされます。一日も早い浚渫が望まれます。対応と対策等について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま竹山議員さんから、一級河川惣四郎川と寒尻川の浚渫についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

議員ご高承のとおり、惣四郎川は竜王町の山之上字2番目地先から須恵地先の祖父川へ合流する延長約5,500mの河川です。また、寒尻川は山之上西山地先から惣四郎川に合流する延長約1,500mの河川です。ともに一級河川ということから、滋賀県東近江地域振興局建設管理部において管理がされております。

これら河川状況を確認いたしますと、惣四郎川につきましては、名神高速道路を境として、下流側につきましては、堆積土砂・雑草等が点在しており、河床の状況は、浸食から護岸の基礎部があらわれている箇所も点在しております。また、上流部につきましては、河川幅も狭くなることから、河川全体に雑草が生い茂っている状況が見られます。

一方、寒尻川につきましては、町道岡屋山之上線沿いの一部において雑草が繁茂している状況です。

いずれの河川も地元の皆さま方の河川愛護作業等により雑草の処理などをしていただいておりますが、土砂の浚渫につきましては、洪水時に河川流水断面を阻害する恐れがあることから、河川管理者に対策の申入れをしているところであります。県当局においては、浚渫工事により河床低下を受けた箇所の護岸崩壊が生じないかなどの調査が必要と言われております。

町といたしましては、早急に危険箇所の実態調査と浚渫の実施に向け河川管理者に要望してまいります。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 今、県に依頼して護岸調査も早急に進めたいとおっしゃっておられるわけですが、ただいま申し上げました寒尻川、惣四郎川以外にも幾つかの河川があるわけなんです、これも浚渫が必要だと思いますけれども、このことについての考え方も伺っておきたいと思っております。よろし

くお願いします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま、再度の質問をいただきました。この2つの河川以外に町内には多くの河川がございます。その河川についての浚渫状況ということでございます。

特に竜王町におきましては、天井河川も多いということもございます。ただし、これらの河川につきましては、全体的に深く深堀しているという状況が見られません。それによって護岸の基礎があらわれている箇所も随所にはあるということで、県におきましてはこれらを調査しながら浚渫等を考えていくということもありますので、今後、県と協議をしながら、現場状況も確認の中で対応していきたいと思っていますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 今、いろいろ対策などをお答えいただきました。早急にお進めいただきまして、災害の未然防止、ゼロにしていきたいと要望しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 続きまして、町道山之上西岡屋線に係る惣四郎川橋の拡幅について伺います。

生活道路として日常大変重要な町道山之上西岡屋線新村地先の惣四郎川の橋は、日常交通量も多く、この橋梁の拡幅が望まれます。対応と対策等について伺います。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 竹山議員さんから、町道山之上西岡屋線に係る惣四郎川橋の拡幅についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

議員ご高承のとおり、町道山之上西岡屋線は、新村・西山地先の人家連担区域を通る生活道路としての重要な路線であると認識しております。

この道路は、平成13年8月に町道山之上岡屋線が集落の南側を通るまでは、山之上地先から岡屋地先への通過道路として大型車両も通行するなど、大変危険な状態であったと聞いております。しかし、今日では、町道山之上岡屋線がバイパス道路の役割を果たしたことから、山之上地先の生活道路との位置づけが高く、道路周辺住民さんからは大型車両の通行が少なくなるなど、周辺地域の日常生活に対し安全な道路であるよう望む声も多いと聞き及んでおります。

このことから、ご質問の総四郎川橋の拡幅につきましては、さらに地域の意見も聞き、調整しながら進めてまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、お答えとさせていただきます

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 惣四郎川に係る橋は、山之上から西川地先の間はかなりいくつもあるわけなのですが、以前もこの橋の生活道路、山之上新村地先だけではなく、橋本とか、あるいは須恵地先の生活道路の拡幅を質問させていただきました。

その回答は、橋梁が現在のところから1m上がると、高い橋になると、だから工事が不可能なので、検討はしませぬということですが、やはり少々橋が高くなっても、道路・橋は広い方がいいわけですので、ただいま申し上げました新村地先の惣四郎川の生活道路の橋の拡幅だけではなく、下流に至るまでの今後の考え方を伺っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま、竹山議員さんから再度の質問ということで、特に橋の拡幅について、下流部も含めて、橋は広い方がいいのではないかとご質問をいただきました。

特に、生活道路に係ります橋につきましては、その生活道路に橋を広げることによって、生活道路に大型車を引き込んでくるということがあります。橋の構造上、橋を高くするという以前に、その生活道路区間に大型車、また多くの車両を引き込んでくるという懸念が考えられます。そのようなことから、特に橋の架けかえ等、拡幅につきましては、周辺地元の皆様のご意見を伺いながら慎重に進めをさせていただきたいと思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 生活道路に係る橋を広げると大型車両が入ってくるのでというようなお考えですが、ぜひ広げる方向で検討いただきたいとお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午後2時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時10分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、若井敏子議員。



**○7番（若井敏子）** それでは、矢祭に学ぶ地域経済の活性化策ということについての質問から始めさせていただきます。

長野県栄村で初めて「小さくても輝く自治体フォーラム」が開かれた時に、参加をされた皆さんが、栄村の田直し、道直し、下駄履きヘルパー事業を感動を持って聞きました。これらについては、既に過去の質問の中で取り上げてきましたが、今回は福島県矢祭町の経験から学ぶものについて、それを竜王にいかにか活かすかについて考えてみたいと思います。

福島県矢祭町は、竜王町の約半分の人口規模、根本良一前町長が「薄い水と薄い水を混ぜ合わせても濃い水はできない」と言われ、町議会の「合併しない宣言」に沿って、自立のまちづくりを始められています。

その矢祭町には、商工会が発行する商品券や、買い物をすればもらえるポイントで納税ができるという仕組みがあるのです。つまり、町で買い物をしたら税金の割引があるというのです。ですから、お祝い事やお見舞い事、金封の中は、現金でなく町内の商工会の商品券なのだそうです。私も某スーパーの商品券をいただくと、日頃のおかずに消えることもあります。いつもは買わない自分用の洋品などを買い求めて、ちょっと贅沢気分を味わうことがあります。商品券をもらうと得した気分になりますし、購買意欲が出ます。この心理を利用しているのでしょうか、矢祭町では商品券がよく流通しているのだそうです。それによって、町内のお店は顧客の希望にかなう商品を取りそろえ、店のレイアウトにも工夫を凝らしています。私は竜王町の商工業者の後押しを行政がすることで、地域経済の活性化につないでいけないものかと考え、提案方々、ぜひご検討いただきたく、所見を伺うものです。

矢祭町の取り組みも十分ご研究いただいて、竜王町でもこんな方法が導入いただけないか、お伺いします。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 若井議員さんの矢祭に学ぶ地域経済の活性化策についてのご質問にお答えします。

議員仰せの福島県矢祭町は、ご高承のとおり、「市町村合併をしない矢祭町宣言」ならびに自立できるまちづくりの取り組みとしての「自立基本条例」を制定され、自己決定・自己責任による「小さくても自立したまちづくり」を進めておられるところであります。

そうした町の自立まちづくりを推進されている中で、矢祭町商工会が発行され

ています商品券・スタンプ券を町とタイアップして、町の経済活性化策として取り組みがなされているとのご紹介をいただいたところでございます。

この取り組みにつきましては、矢祭町が例年町のイベントとして開催されております観劇旅行に、町民の方々から商品券・スタンプ券がこのイベントの経費に使えないかという要請を受け、昨年8月に矢祭町商工会が町へ要望がなされ、町と商工会とで協議が行われ、議員仰せのとおり、商品券・ポイント券での納税のほか、消防団員へ町から支払われる報酬の一部やお見舞いなどの慶弔にこの商品券を活用されることになったとお聞きしております。

なお、町税の納付についての取り扱いは、現金または小切手となっていることから、商品券・ポイント券での納付ができないため、一度現金に換金をした後に納付されております。

地域経済効果としては、この取り組みにより、商品券の取り扱いが大きく増えたこととお聞きいたしております。

そこで、議員仰せの竜王町として商工会へ後押しを行政がすることで、町の経済の活性化につなげていけないものかとの考えに対しておりますが、本町では、現在、商工会の夢カード竜王町商業振興会が商品券ならびにポイントカードとして夢カード制度を導入されております。これは一種の地域通貨であり、竜王町内での利用しかできない反面、町内での消費購買を高める、まさに地域経済活性化のための制度であります。

この商品券ならびに夢カードにつきましては、町といたしてこれまで町のイベントの賞品代、また敬老祝い券に商品券を活用してきたところでありますが、矢祭町のように大きく経済効果に寄与する状況にはなっておりません。

このことは、平成11年に全国一斉で実施されました地域振興券で明らかになりましたように、特定の業種、特定の店舗に商品券が集中することにより、町内全域の波及しない側面を抱えており、矢祭町商工会におきましても、商品券の流通が多くなった反面、偏ることが大きな課題であり、現在、商工会として各商店主等に商品の品ぞろえ、消費者へのサービスの向上を指導しているが、進まないのが現状であるとのこととあります。

また、商品券等での納税については、町の歳計現金の入金は、現金か地方自治法施行令第156条1項に規定する証券（小切手）によるところであります。納税義務者が商品券や買い物ポイントでの納税は地方自治法や財務規則でできないものであると解釈いたしております。

矢祭町の納税につきましては、職員が納税義務者に代わり換金を行い現金を入金しておられると聞き及んでおります。

大々的に商品券を税金や公共料金に納付できるものではないと考えるものであります。また、商品券等を納税者が換金し納税をしていただく方が納税意識を高めていただけるものと考えます。

竜王町におきましても、矢祭町と同様に幾つかの課題などがありますことから、今後、商工会との協議を行い、地域経済の活性化のための取り組みを検討してまいりたいと考えます。以上、若井議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 答弁を聞いていますと、「あんたの言うことは一応聞いてやろう」と、「けれども無理なのだ」ということを先に言われているような感じなのですよね。

正直なところを言いますと、この矢祭町は議員全員で研修に行ってその話を聞いたのですけれども、正直、目からうろこだったのですよ。今おっしゃるように、現金・小切手でなければその税は納められないのだという話がある中で、どうしてそれをされたのだろうというのでは、本当に目からうろこだったのですよ。

今の話だったら、矢祭ではそうしておられるけれども、法律的にはできないのだと、どう言われましたか、公にはできないのだと、できないことを矢祭はしておられるのだと、それはいけないのではないかと言わんばかりの言い方ですけれども、やはりそういう先進的な取り組みをしている。しかも、そのことで個々の商店が売れる商品を並べよう、もっといい店づくりをしよう、その後継者の問題もいろいろあるけれども、自分のやっている店づくりはこれでいいのだろうか、そういうことを考えながら店づくりをしておられる。

もちろん竜王とは違う立地的な問題はあるのです。一定商店は集中していましたから、買い物をしやすい状況もありましたし、竜王みたいにぽつんぽつんとあちこちにあるというわけではありませんから。けれども、そういういろいろな方法をしておられるところに学んで、何とかうちの中で活かせないのかと、そういうふうにも考えてもらいたいということで提案しているわけで、それはそれでだめだけれども、商工会とは協議をしていきますわというふうな答弁では、これはあんたの言うことはこっちへ置いておいて、こっちはこっちで考えますと言わんばかりですから、ちょっとどうなのかという感じがします。

私は今、中心核づくりということで、役場の周辺に地区制度を利用して大型ス

ーパーを張りつけるのだという話の中で、地区制度のいろいろな採用の仕方という中で、小さな商店も含めた地区制度ではなくて、大型の商業施設、5,000㎡以上の大規模小売店舗を含めた中心核整備だという説明があったのですけれども、私はやはりその場所に竜王のいろいろな商店が入れるような共同店舗みたいな、いわゆる枠をつくって、よくやりますよね、イベントの時にテントを持ってきて、テント1mずつあなたの店だよという、簡単に言えばああいうふうな、そういうものをこの商業施設の中にも持ってくることで出店をしてもらう、こういうことも当然考えてもいいのではないのかなというふうに思っているのですよね。この5,000㎡の中心核づくりは、町内の小売業者を応援するような施設にしていくつもりがあるのかなのか、このことも併せて再質問したいと思います。

以上、2点の再質問をよろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** ただいま、若井敏子議員さんの再質問の中で、何も策はないのではないかというような誤解にとられたようでございますけれども、実は竜王町でも今、商工会の方で取り組み等を検討もされておりますし、先日も協議させていただく中で、今現在、この夢カードを見直しをしていこうということで、これは機械の導入を、入れかえをするということでございますけれども、これができましたら、先ほど若井議員さんが言われた矢祭であります行政機関のそういう施設でも使えるようなものがないだろうかということで、ちょっと以前にドラゴンのスポーツセンターの方でこの夢カードがスポーツセンターで利用できないだろうかということで、スポーツセンターの方から、事業団の方から商工会にそういう検討要請もされているというようなことも商工会さんもお聞きしておりますし、そうしたことで、さきに商工会さんとお話の中でも、やはりそういうものを今後、機械導入も含めて検討されている中で、できるだけそういうものが幅広く利活用できるような形を考えていきたいということと、それからあまりいい話と言うか、否定的な話ではないのですけれども、あの夢カード、商品券、今現在、竜王町の商工会の店舗で半数に、会員さん34店舗しかこれに加盟をされておられないということで、この店舗数もやはり増やしていかなければいけないという課題でもあるということで、今回、このカードの更新とともに、商工会としてもこの会員さんを増やしていくという、この夢カードの会員さんを増やしていくということで検討もなされておりますので、そうした意味で、今後、

私ども行政とともどもこれらについて図っていきたいと思っておりますので、決して何もしないということではございませんので、その点、ご回答とさせていただきます。

なお、中心核につきましては、政策推進主監の方から回答を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） ただいま若井議員さんの再質問の中で、中心核整備の中で「地区制度」とおっしゃいましたけれども、詳しくは「地区計画制度」ということでございます。

竜王町は現在市街化調整区域ということで、工業地域以外がまちづくりをするところが、いわゆる商業施設が進出するところが少のうございます。そういうようなところから、庁舎周辺を中心とした公共施設と合体した中心核整備をしていくという計画をしております。これは、先ほど申しました都市計画の地区計画制度によりましてまちづくりをしようとするものでございます。

これにつきましては、当然、今議員仰せの大型商業施設と申されましたけれども、今現在、5,000㎡以上ということでもございましたけれども、5,000㎡相当ということで、それ以上に、概ねそれぐらいを目安にしておりますけれども、具体的には今後詰めさせていただきたいと。

同時に、大規模店舗ということではなしに、竜王の小さな小売店も出店できるような、共同店舗ができるような企画をしたらどうかというご提案でございますけれども、今現在、具体的な、いわゆる手法については、今後、その造成等の手法については、今、制度的に地区計画制度を利用し、なおかつ店舗等につきましては、公共施設も含めた中での計画を今現在させていただいているところでございますし、なおかつ店舗につきましても、地元竜王町の商工会がでございます。商工会とも協議をさせていただきながら今後進めてまいりたいというふうなことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） さきの質問で川部課長が答えてくださったのは、全制的を得ない回答であって、私の方は何も策がないではないかということを使ったわけではないのです。策がないではないかと言われたからと言って、夢カードの見直しを今しているのだという回答をいただいているのですが、私は策がないではないか

と言っているわけではなくて、矢祭の例を質問の中では「研究してください」というふうに言っているわけですね。

ところが、矢祭の例は、あんたが見てきたの、そうかいなどと、それだけれども聞いたらこんなものだったわと、それは法律的にはだめなのですわと、さらっと流されては困るという話をしたのです。もっと研究してみるだけの価値がある取り組みではないのかと。

議員は本当に目からうろこと言いましたけれども、すごいなというふう感じて帰ってきたわけですから、その感じて帰ってきたことを私が課長にうまくお伝えできない私の責任なのかも知れないのですけれども、条件が違いますから同じようにいけるとは思わないのですけれども、それを竜王で活かす方法がないかということの研究してほしいということを一一般質問の原稿そのものは出しているわけですから、研究の結果というのは、そんなものはきょう明日研究してあしたで終わりましたというものではないので、やはりきちんと勉強してほしいなということをお願いしておきたいと思います。

この中心核における商業施設の配置というのは、やはり小さな小売店もそういうチャンスがもらえるように、それを契機に町内のいろいろな商工業者が「よし頑張ろう」という、そういう思いになるようなものにしてほしいなということを考えています。

そういう意味では、平和堂だけではないのだというお話を今していただいたので、それはそれで大いに進めてもらいたいなというふうに思っているところです。特に質問ではないですが。

**○議長（中島正己）** それでは、次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 福祉の充実が雇用を生み出すということで質問をします。

介護保険制度が始まる前と始まってから、その後について経済効果を比較検討いただきたいと思います。

介護保険制度導入直前の年度と、例えば平成18年との比較で、利益を目的の企業にねらわれているというようなことがあったら、それは問題だと考えているわけですが、今、町内的に考えても住民の雇用創出に一定の役割を担っているのが介護・福祉・医療の現場で、行政施策の充実はその分野で大きな雇用を創出することになると考えています。そこで、竜王町における福祉や医療の経済効果について分析研究いただいて、その結果についての所見をお伺いしたいと思います。

つまり、福祉医療関係、例えば老人ホームや診療所の職員の数と人件費、福祉医療関係施設の地元購入消費額、福祉医療関係施設の地元への委託料、ヘルパーの人件費などから分析をして、経済効果を数字でお示しいただきたいと思えます。

竜王町では、若者定住策の1つとして「雇用創出」をテーマにしておられますが、それはつまりインター周辺の開発や企業を誘致することで雇用を創出しようと、そういう一連の動きの流れの中にあるように思えます。

企業を誘致し雇用を創出することを否定するわけではありませんけれども、もっと目を大きく開けると、福祉の充実で雇用の創出ができるという結論がこの経済効果の分析の結果で明らかになるのではないかと考えています。この点についてのご所見をお伺いします。

**○議長（中島正己）** 北川住民福祉主監。

**○住民福祉主監（北川治郎）** 若井敏子議員さんからの「福祉の充実が雇用を生み出す」についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。若井議員さんからは、福祉の充実による雇用の創出に関しまして2点のご質問をいただいております。

まず1点目に、介護保険制度の始まる前とその後について、竜王町における福祉や医療の経済効果を分析研究し、その結果についてのご質問をいただいております。ご質問をいただきまして、町内の福祉関係7事業所のご協力を得まして調査を行いましたので、その数値をもとにご回答申し上げます。

まず比較時点ではありますが、ご質問のとおり、介護保険制度が始まりました前年度の平成11年度と平成18年度について比較をしております。

調査には、町内7事業所の協力を得ましたが、平成11年度におきましては、このうち3事業所は事業を始めておられませんでした。

まず、職員数の状況ではありますが、平成11年度におきましては、全体で88名で、うち43名が町内の方であります。平成18年度におきましては、全体で199名で、うち87名が町内の方であります。比較しますと、111名の増加となっております。うち町内の方は44名の増加となっております。

次に、人件費ではありますが、平成11年度におきましては、全体で3億3,500万円でありましたが、平成18年度におきましては5億4,100万円であります。比較しますと、2億600万円の増加となっております。

また、各事業所が事業運営にあたりまして町内で購入された額ではありますが、平成11年度におきましては、全体で3,200万円で、平成18年度では2,2

00万円となっております。比較しますと、1,000万円の減となっておりますが、業務委託によるものと考えられます。

最後に、各事業所から町内事業者などへの業務の委託額であります。平成11年度におきましては、全体で350万円で、平成18年度では500万円となっております。比較しますと、150万円の増加となっております。

このように、介護保険制度が始まる前と後を比較しますと、雇用面で2.26倍と大きな伸びとなっております。それに付随しまして、人件費も1.6倍と伸びております。

また、地元購入や委託につきましても額に変動はありますが、事業所ができることにより地元での購買が生まれており、経済効果が出ているものと考えます。

2点目に、福祉の充実が雇用の創出につながることにについて所見をお尋ねいただいておりますが、さきにお答えしましたように、介護保険制度が始まり、在宅・施設サービスをはじめ介護予防など介護サービスが充実されていく中で、介護福祉の分野で雇用の面でも新たな雇用が生まれてきたということもご質問のとおりであり、福祉施策の実施ということは、直接的には福祉の向上が目的であります。結果的には新たな雇用の創出ということにつながっているものと考えます。以上、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） こういう数字というのは、なかなか議会のいろいろな場面で聞くことがありませんので、大変手間がかかって、またそれぞれの事業所にはご迷惑をおかけしたのかなというふうに思うのですが、でも出てきた数字は大変意味のある数字かなというふうに思います。

同時に、これはちょっと質問していませんでしたので、事前をお願いしていませんでしたので、どうなのかなというふうに思うのですが、例えばわかる範囲でお答えいただければと思うのですが、この11年から18年という、この経過を福祉の方で見てもらいましたので、この間に町内に進出してきた企業さんがどれだけ雇用を生み出してきたのかという数字がもしわかれば。例えば、もう今ですと、松ヶ丘の信号の前に新しい倉庫が建とうとしています。そういうところですか、向茂の奥、松ヶ丘の住宅地に隣接しているところに2つ工場の建設が進められていますし、たばこ税の事業者も山之上に事業所を置きましたし、薬師に電気屋さんが来られましたし、小口の外れの方も何か工場があつて、あそこはちょっと竜王の人は見かけないのですけれども、そういったものが結果的にどれ



だけの雇用と経済効果を生み出しているのかというのを、もしわかる範囲でお答えいただければなというふうに思うのです。

まず人数ぐらしかわからないのかも知れないのですが、恐らくその数字はこの福祉分野の数字には及ばないのではないのかなという気がするのですが、わかる範囲でお答えいただいて、後、また後刻調査いただくということでも結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 若井議員さんの再度のご質問にお答えをしたいと思います。

町内企業の進出によります雇用数ということでございますけれども、今現在、議員ご質問の中にありましたように、小口の工業団地で3社、それから当然山之上のダイハツ工業でございますけれども、あれも近年、従業員が6,000人ということで今大幅に増員をしていただきました。また、岡屋におきましても、名神の北側におきまして雇用をしていただいておりますし、当然、今申されました小口等におきましても、いわゆる工場を再度営業していただいているという状況でございます。

私どもの企業立地の立場でいきますと、進出する時に大体パートさん何人とか、それから従業員ですと、例えば小口の場合ですと、あの大きな倉庫でございますけれども、あれについては、臨時さんとして大体50人から60人ぐらい雇用できるだろうとか、それから新しく来た2社については数人程度というふうなことで、他の町から移転される企業もございますので、若干の状況しかわかりませんので、それから経済効果につきましては、ちょっとまだ今現在建設途中でございますので、若干仕上がりまして、それが営業していただきますときちっと出るわけでございますけれども、ちょっと今の現在の段階では、企業立地の立場で進出していただく状況、また新たに閉鎖になった工場について営業を開始していただくということが数社ございますので、またこれは営業開始し次第、わかりましたらまたご報告もさせていただきたいと思っておりますけれども、現在の段階ではちょっとその数字的にはつかめていないのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 企業誘致が雇用創出につながるのだというのは、いろいろな場面で自然に言葉として出てくる。竜王町の若い人たちが働くところがないのでは

将来大変だから、だから企業を誘致して、その雇用を創出するのだと。これは言葉では出てくるのですね。ところが、実際、そうしたらこの間どうだったのかと、しかもこれからそれはどうなのかと。

福祉の方でのお話は、竜王の人が何人かという話もありましたけれども、竜王で、例えばたばこ事業者の話の時は、竜王で雇用を生む。そして、その人が竜王で税金を納めてくれるようになるのだと、両方にその経済効果があるのだと、こういう話がありましたけれども、実際、採用はパートの女の人1人で、100万円になるのかならないのか、税金を納めているのかわからないという話でしたから、本当にそういう言葉を使う時は、その裏に実際の数字を手を持って話ができるようにすべきだというふうに思うのですね。

経済効果を出す時、あるいは雇用創出につながるという言葉が安易に言葉だけで出されないようにこの際お願いをしておきたいということと、そういう実数も含めて議会にもご報告いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

**○議長（中島正己）** それでは、次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 最後に、「子ども施策の充実のために」ということで質問をします。

昨年と今年、町民の皆さんにアンケートをお願いしまして、たくさんお寄せいただいています。このアンケートは、非常に全分野に網羅しているものでありますけれども、子ども施策についての意見もたくさん寄せられていますので、その分野について取り上げてみたいと思います。

多かったのが、通学路の整備、通学路の安全、保育料の引き下げ、子どもが安心して遊べる施設の設置などが要望されています。

通学路については、先般も美松台の張り出し歩道について現地も見に行きましたし、それについては業務委託がされているところですが、子どもたちが通学路にしている大通りの歩道は決して安全なものではありません。間違えれば20cmぐらいの縁石なら乗り越えてしまうようなところもありますし、ところによれば道路のオーバーレイによって縁石が10cmぐらいになっているところもあります。この部分についての早急な調査と対応を求めます。

保育料の引き下げについては、出産奨励と同時に進めていただきたいところだと思います。3人預けているというお母さんは、「1人だけ家に残しておけないし」と嘆いておられます。預けやすい保育料にしてほしいものですが、これにつ

いてのご所見も伺いたと思います。

竜王町には、県の希望ヶ丘文化公園もありますけれども、子どもたちが自主的・自発的にいろいろな取り組みをすることで、指導員がいて子どもと一緒に遊べるような児童館的なもの、そういうものが竜王町にあったらなあというのは、子どもと親の共通した願いです。ぜひともご検討いただきたいと思います。

子どもたちの元気な声が聞こえる町こそ、竜王町の未来を照らすものです。私の長年の提案でもありますし、任期最後に改めて児童館についても質問をしておきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま若井議員さんから、子ども施策の充実についてのご質問の中で、歩道の安全性についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

歩道の構造につきましては、車道と歩道を縁石で分離するフラット型と、車道より歩道の高さを上げるマウンドアップ型があります。現在では、バリアフリーの関係からフラット型が主流であり、車道との分離は縁石で行われています。

また、車道の補修には、現状の舗装面を削って舗装を打ち直す方法と、現道の舗装面に舗装をかぶせる方法があります。現在では、舗装面を削って舗装面を打ち直す方法がとられていますが、以前は現道に舗装をかぶせていたことから、これが何回も行われますと、車道の舗装面が上がることとなり、歩道との間に設置されている縁石との高さの差が少なくなってきました。この対策については、縁石のかさ上げにより対応している箇所もございます。

今回、ご質問の件につきましては、県道箇所ではありますが、このような状況は県道のみならず町道にも見受けられます。車両が歩道を乗り上げ、児童を死亡させるなど交通事故の報道に接する時に、いたたまれないものがあります。竜王町の未来を担う子どもたちの安全を見守っていくためにも、歩道の安全性の確保について十分な対策を講じるとともに、県とも連携をしながら引き続き対策を講じてまいりたいと考えています。以上、簡単ですが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山健康推進課長。

**○健康推進課長（竹山喜美枝）** 引き続きまして、若井議員さんから、第2点目に預けやすい保育料について、第3点目に児童館についてのご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

保育所保育料につきましては、議員ご高承のとおり、竜王町における保育所入

所児童に要する費用の徴収規則第3条に規定します「保育所徴収金基準額表」により定めているもので、平成19年4月1日に改正させていただいたところでございます。

これは、平成19年度保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表が、定率減税縮減に伴う改正と、多子、多くの子どもと書きますが、多子軽減の拡大によるもので、今までは同一世帯から2人以上同時に同じ保育所を利用している場合の保育料が、世帯の階層区分と年齢により、2人目は2分の1に、3人目以降は10分の1に軽減されていたものが、保育所のほかに認定こども園等を利用している場合においても算定対象人数になったことから、さらに今年度からはすべての階層区分において、年齢の高い順、これは保育料で言いますと低い方になるわけですが、1人目は規定の金額、2人目は2分の1、3人目以降は10分の1と統一がされたことにより、本町の保育所徴収金基準額を改正し、子育て世代の方が安心して子育てができる環境づくりの整備や社会保障制度の充実に努めてきたところでございます。

そこで、議員仰せの3人のお子さんの保護者の方のお話でございますが、この制度改正により、多子家族の保育料の経済的負担は大きく軽減されたものと考えております。さらに、子育て支援施策の対応につきましては、総合的に調整をしながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、児童館についてのご質問にお答えさせていただきます。

少子化の進行は、全国的に経済や社会に及ぼす影響が危惧されている状況で、本町におきましてもその状況は否めず、子ども同士のふれあいがなくなったり、自主性や社会性が育ちにくいなど、児童の健全育成に問題を生み出してきております。

こうした背景の中、平成17年3月に「竜王町次世代育成支援行動計画」を策定し、「子育てをみんなで支えあい、子どもがのびのびと健やかに育つまち」を基本理念に、計画の実現に努めているところでございます。

特に、平成17年度からは、少子化対策を最重要施策の1つに位置づけ、健康推進課に子育て支援係を設置し、行政組織の体制整備、充実に努めてきたところでございます。さらに、副町長を本部長に、教育長を副本部長に、また主監・課長や関係機関の長を部員とする少子化対策推進本部を設置するなど、少子化対策および子育て支援を総合行政施策として推進を図っているところでございます。

具体的施策としては、出産祝金の支給、学童保育や保育所保育事業の整備充実、親と子の居場所づくりとしての子ども広場の開設、子育て困難家庭への支援をはじめ、今年度からは妊婦一般健康診査費の助成回数の増加や全額公費負担などの事業推進を図っているところです。

さて、議員仰せの児童館についてでございますが、竜王町の地域性からしてみますと、自治区がそれぞれ点在・分散している状況から、仮に中央に設置をさせていただいても、就労家庭における児童の児童館までの交通手段はもとより、他児童におきましても交通安全や防犯面に多数の課題が出てくることが予想されます。

また一方、近年は「地域の子どもは地域で育てる」と叫ばれており、身近な地域で安全で安心して子育て・子育てができる環境づくりが求められていることから、地域の公民館や集会所を利用し、地域での子育てサロンの充実を図る中で、それらを児童館的役割というもとに活動を展開してまいりたいと考えております。

今後とも、少子化対策や子育て支援施策の充実、子育て家庭への支援等に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解・ご協力をお願い申し上げます。若井議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** まず、通学路の安全の問題で答弁をいただきましたけれども、実は県道については私も直接県の方に話をしましたので、県からも聞いてもらっているかなと思うのですが、県も予算の問題もあるのでという話で、しかしいつそういう事故があるとも限らないことなので、早急にという話は何ヵ月か前に聞かせてもらっているのですが、竜王町でも早急にと言われて、課長のゆったりしたしゃべり方で早急にと言われると、何となく早急に決まるのかなという心配もするところですが、これは本当にやはりきょうも明日も今は休みですが、新しい学期が始まることも含めて、本当に早急に取り組んでいただきたいなと思っているところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

保育料の引き下げについては、今年改定したということもあって、しかも認定こども園も認めたのでということもありましたけれども、この辺で認定こども園を利用しているということはちょっと考えにくいかなというふうに思うのですが、実際、そうしたら例えば3人預けておられる、あのお家、このお家で、去年とことしとどのぐらい保育料が変わっているのかという比較と言うか、そういう

こんなに安くなっているのですよという数字をぜひお示しいただきたいと思うのです。それ、ちょっときょう言っても今すぐと言っても難しいことかと思うのですが、3人預けている世帯がAさん、Bさん、Cさんなのか、A、B、C、D、Eさんなのかかわからないですけれども、その人たちの、もちろん所得もありますからあれですけれども、どのように下がっているのかということについては、具体的な数字でぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

児童館については、私は今までの議会の質問の中でも、子どもたちが本当に自主的・自発的にいろいろな取り組みができるような、自由闊達に使えるような場所ということのを頭で想定しているものですから、例えば町が行政施策の中で出産祝金を出しているのですよと、学童やっているのですよと、子ども広場やっているのですよという、ちょっとそのイメージが私自身が持っているものとはちょっと違って、現実には児童館というのは、もうちょっとこの頃児童館というのは古いよという話も何かで話をしていますとあるのですけれども、子どもたちが集まってきた、そこで1人の指導員さんが配置されていることで、きょうは何をしようか、今度は何しようかみたいな、自分たちの自発的な発想の中で運営ができるようなものというイメージが私の中で非常に強くあって、ちょっと発想が違うのかなと思うのです。

けれども、その児童館というのは、名前は今風に変えなければいけないのかなとは思っているのですけれども、そういうものと一緒に、例えば学童が現実に今2カ所やられていますけれども、かなり手狭になっていく。もっと希望があるという時期が将来、もう近い将来来るのかなというのも思いますので、そういった施設もある。そして、自由に遊べる、その場所が学童とも共通で利用できる場所というイメージかなと思うのですね。

実際、集落の集会所を使うというのは、今までから言葉では何回も出てくるのですけれども、なかなかこれは進んでいないのですね。お年寄りも集落の集会所を使って自由に遊びに行く、お茶を飲もうかみたいなことがなかなかこれ進まない部分があるので、やはりそれはそれで目的を持った施設が必要なのではないのかなというのはずっと思っていて、今も変わらないところなのです。

もし、何か近隣の町でこんなところがあるという、担当の課長は十分な資料も知識もお持ちなのかなと思いますので、その辺でまた使えるものがあればぜひ竜王でもそういったものをつくってほしいなという思いがあって、これはお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午後3時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 平成19年第3回定例会一般質問、3番、勝見幸弘。入札制度のあり方について、ご質問をさせていただきます。

「入札制度のあり方」については、過去に二度質問をさせていただいておりますが、現在の竜王町はどのような制度になっているのかお伺いいたします。

併せて、国の方針、滋賀県の現在の制度はどのようなものか、また県下26市町の状況を次の項目ごとにお伺いいたします。

①一般競争入札か、指名競争入札か。混在の場合の理由と割合。②予定価格を公表しているか、否か。している場合、事前か、事後か。③最低制限価格の公表はどうか。④指名業者の格付の公表はどうか。⑤電子入札の実施状況、予定の有無。平成15年第3回定例会の一般質問において、「予定価格の事後公表は、適正な積算能力の向上や施工能力の向上の観点から、早々に実施していきたい。指名業者の格付の公表も予定している」とのご回答をいただいておりますが、その後の経過や状況の変化等をお伺いいたします。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） ただいま勝見議員さんから、入札制度のあり方についてご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

公共工事の入札および契約の適正化については、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律に基づき執行するよう国から通達を得ているところでございます。現在、滋賀県では、発注金額が1億円以上は一般競争入札とされ、1億円未満は指名競争入札で執行されております。

また、電子入札の実施状況につきましては、平成18年1月から1億円以上の工事について導入され、同年10月から3,000万円以上の工事が対象とされております。

また、委託業務においても平成19年1月から1,000万円以上の発注分について導入をされております。

まず1点目といたしまして、竜王町では、一般競争入札と指名競争入札の実施

状況につきまして、現在では指名競争入札を実施しております。一般競争入札の導入につきましては、発注件数の減少や町内企業育成を考えますと、速やかに移行していくことは困難な状況にあります。しかしながら、本町においても一定の条件を設けるなどしながら、一般競争入札の導入については現在検討を行っているところであります。

2点目の予定価格の公表につきましては、ご質問にありましたように、本町では適正な見積もり積算能力の向上、さらには施工能力の向上の観点から、平成17年1月から事後公表を実施しております。

3点目の、最低制限価格の公表につきましては、本町では自由な入札価格の設定が妨げられることから、未公表としております。

4点目の、指名業者の格付の公表につきましては、町内に本社を有する建設工事業者について格付を実施しており、平成17年6月から公表をしております。

5点目の電子入札の実施状況と予定の有無につきましては、システム構築などの課題があり、竜王町においては年間の入札回数から考えますと、現在は電子入札の導入は考えておりません。

次に、県内26市町の入札執行体制でございますが、1点目の「一般競争入札執行か、あるいは指名競争入札執行か」とのご質問については、一般競争入札を現在導入されている市町は12市2町であり、その他1市11町については指名競争入札を実施されております。

また、混在の場合については、一般競争入札をされている市町につきましては、下限金額の設定を行うため、この金額より低い入札は指名競争入札を実施しておられます。このことは、下限金額の設定が自治体によりばらつきがございますので、比較することが困難な状況であります。したがって、まだまだ件数の上では指名競争入札のウエートが高いのが現状であります。

2点目、予定価格の公表につきましては、公表している市町は13市7町で、このうち事前公表は13市4町、事後公表は3町であります。

3点目、最低制限価格の公表は、6市1町が公表されております。

4点目、指名業者の格付公表は、12市3町が公表されております。

5点目、電子入札の実施状況は、26市町すべてが実施されております。今後調査をしていくとされる市は若干ございますが、本格導入までには時間がかかるものと思われまます。

最後に、その後の経過や状況の変化についてでございますが、前段でも申し上げ



ましたとおり、予定価格の事後公表ならびに指名業者の格付公表につきましては、既に実施をさせていただいたところでございます。

いずれの項目につきましても、公正性・透明性・競争性の高い入札制度の確立といった観点から、品質確保を含めた従来以上の改善措置を講じるよう国からも通知され、また全国知事会においても確認されているところであり、より一層の適正な入札執行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、勝見議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** ありがとうございます。

一般競争入札か指名競争入札かの回答におきまして、まだまだ指名競争入札の比率が高いという発言をされましたけれども、以前、50市町村あったわけで、今現在、合併によりまして13市13町になったわけですが、その時の比率からしますと、むしろ一般競争入札が進んでいるのではないかなというふうな認識を私は持つておるのですけれども、その辺のところをどのようにお考えか、1点、再質問としてお伺いしたいと思います。

それから、この一般競争入札と予定価格の公表、事前か事後かということもあるのですけれども、そのことにつきましても、時代の流れとしては公表をしていくという流れになっているように私は感じておるのですけれども、このことについても、そういう意味合いでいいかどうかということの質問をさせていただきたいと思えます。

と申しますのは、平成15年の3月議会で一度この質問についてさせていただいた記憶がございます。その時の回答としましては、「予定価格を事前に公表いたしますことにつきましては、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることなどから、現在のところ考えておりません」と、「国においても、同様の理由から事前公表は行われておりません」という回答をいただいておりますが、どうも時代の流れは違うようなふうを考えておりますが、その点についてどうかというふうなことをお伺いしたいと思います。

つまり、見積もり努力を損なわせるということにつきましては、いわゆる入札の際の積算内訳書の提出を求めるか求めないかによって変わってくると思えます。提出を求めなければ、予定価格に近い数字だけを入れて積算根拠を持たなけ

れば、そのようなことが考えられると思いますけれども、内訳書を提出されることがセットであるべきだというふうなことを思うのですけれども、竜王町の場合は積算内訳書というのは提出を求められておるのでしょうか、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

それから、県の方につきましては、もう既に電子入札が執行されておるように思いましたが、これは平成15年の時の資料なのですけれども、「県以外で近江八幡市が2005年頃に導入の予定だ」という資料がございました。今現在、近江八幡は電子入札を一部取り入れられておるように私は認識しておるのですけれども、全く導入されていないということではございませんか。ちょっと、その辺のところについても確認をさせていただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 勝見議員さんの再度の質問にお答えをしたいと思いません。

一般競争入札が50市町の状況から進んでいるのではないかなということでご質問がございました。ちょっと当時の数字は記憶にございませんけれども、今現在、一般競争入札をされているのが、先ほど申しましたように、12市2町ということになっておりますので、これが一般競争入札の現在導入されておるということで、率にすると恐らく率は高くなっているのではないかなということは考えております。町でいきますと、2町は愛荘と湖北ということではございまして、あとは野洲市以外はすべてやっておられるという状況でございます。

それから、前後しますけれども、近江八幡市の電子入札ということではございませぬけれども、確認をいたしますと、今現在調査検討中で、具体的な実施時期は未定ということで確認をさせていただいておりますので、ちょっとこれ、私どもの方から確認をいたしましたので、間違いのないという確認はしておるのですけれども。

それから、もう1点目の平成15年の一般質問の中で「入札制度のあり方」ということで、確かに議員、今述べられましたような3点のことでご回答をさせていただいております。

1つには、予定価格が目安となって、落札価格が高止めになる。それから、2点目には、建設業者の見積もり努力を損なわせると、それから3点目に、談合が一層容易になる可能性があるということで、考えていないということではございます。

実は、そういうお答えをさせていただいたわけではございますけれども、時代の

流れ等によりまして、実は国の方から、平成19年に入りまして、いわゆる地方公共団体におけます入札および契約の適正化という通達が滋賀県知事にございました。それ以降、いわゆる一般競争入札の拡大をしてはどうかということをございます。

同時に、伴いまして、総合評価方式の導入、拡充ということで、特にいろいろな公共工事の品質、また経済性、それから技術面において確保しながら、一般競争入札を拡大しなさいというような通達が来ております。先ほど申しましたように、このことも踏まえながら我々竜王町といたしましては検討をさせていただいているという状況でございます。

それから、入札の時に、いわゆる積算内訳をとっているのかどうかというご質問でございます。今現在、指名競争入札をさせていただいております。大きなもの、大小関わるわけでございますけれども、特に必要である積算根拠を見なければならぬ場合、極端にいろいろこちらが予定している部分とかけ離れている場合等を考える時に、全部ではございませんけれども、その一部の工事についてとらせていただいているという状況でございます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** ありがとうございます。ちょっと私が近江八幡の件は早とちりしておったのかもわかりません。

実は、今日の某折り込み新聞に、某町の一般競争入札が不調になったという新聞がありました。一般競争入札の危険性というのが、こういうことがあるのかということを改めて思い知ったわけでございますが、このことについての危険性、危険と感ずるかということなのですけれども、このことについてのどのようなお考えをお持ちかということのを再々質問でちょっとお答えいただけたらと思っております。

もう1点、傍聴に安土の議員さんが来られていましたので、どうしようかなと思ひながら、帰られたので、まあいいかということでご質問させていただきますが、実は合併の枠組みに関しまして、近江八幡市のこの入札制度、電子化についてはまだだということでございますが、予定価格の事前公表が近江八幡では行われております。なおかつ、最低制限価格の公表も行われております。入札の際の積算内訳書の提出も行われております。施工台帳の提出も、工事成績評価結果の公表も、低入札価格調査制度も行われておるということでございます。

合併いたしますと、近江八幡の制度で我々も従わなければならないと、こういう時代が来るのではないかなということを危惧しておりますが、町内業者の育成とかということも考えて、いろいろこの制度には、平成14年に初めてこの質問をさせていただいた。もとは、竜王町の建設工業会の方々と懇談会がきっかけでございました。この建設工業会の方々が、我々も勉強したいしレベルを上げたいと。だから、予定価格の事後でもいいから公表してほしいということをお願いしたのがきっかけでございました。町内業者の育成のためには、そういったことの成果も出てきておるといふふうに、またその当時、住田助役の答弁でも「そういう成果も出てきているのだ」といふふうなことも聞かせていただきました。ところが、これから先のことになりますと、そういった不安がありますけれども、そのことについてのご所見もいただければありがたいです。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 一般競争入札制度の是非についてということで、コメントをとということでございますけれども、実はきょうも私、登庁する前に若干表題だけを見てきましたので、不調になったか、いわゆるその価格に達していなかったということでございますので、ちょっとそのことについては今ちょっと不勉強でございますので、ただそういうことも起こり得るということがありますので、その辺はちょっと私どもも理解はしておったわけでございますけれども、今後、そういう部分についても勉強していきたいなということを考えております。

それから、近江八幡市の入札でございます。確かに、いろいろな事情によりまして、平成15年度から一般競争入札を実施されておりますし、当然、いわゆる下限価格も、特に一般競争入札については1億円、それから内容によっては1億円以下でも一般競争入札をしているというようなこともお聞きしておりますし、また今おっしゃいましたように、予定価格なり最低制限価格については当然事前に公表されており、すべての面で公表されているということでございますので、やはり今後におきましては、特に市でございますので、その辺は独自のまちづくりの中でやっておられるという考え方をしておりますし、今現在の竜王町といたしましては、先ほど申しましたような形でさせていただきたい。

同時に、今議員仰せのように、町内業者の育成と、当然町民の、いわゆる働く場所ということでございますし、その辺も踏まえながら、今後におきましては、当然町内業者の育成もございますけれども、やはり公平性・公正性を考えながら入札に参加していただいて、やはり仕事をしていただくようなことも考えていき

たいなということも考えております。

そういう意味で、やはり特にその入札につきましては、今後におきましても十分な研究を重ねていきたいと思っておりますので、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** 平成19年第3回定例会一般質問、6番、圖司重夫。竜王インターチェンジ周辺の活性化についてご質問させていただきます。大変大きな問題をわずか8行の質問の文章で恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

竜王インターチェンジ周辺の西武グループから町へ寄付された16haにおよぶ土地の所有権移転に伴う手続が先日完了いたしました。この土地の活用構想について現段階でのお考えをお伺いいたします。

また、県有地（約75ha）の活用について「滋賀県リゾート構想」の見直し、検討、および県に提案されている活用案についてもお伺いいたします。

これらの取り組みにつきましては、市町合併に関わらず、「たくましいまちづくり」に向けた重要な基盤整備となります。以上につきまして、執行部のご所見をお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** ただいま圖司議員さんからご質問いただきましたので、竜王インターチェンジ周辺の活性化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご高承のとおり、竜王インターチェンジ周辺の薬師・小口地先の約16haの土地につきましては、2月に調印いたしました土地の寄付覚書に基づきまして、去る8月10日の竜王インター周辺土地の寄付贈呈式において、土地を管理する近江観光株式会社から寄付土地の登記関係書類を受け取り、8月13日付で竜王町への所有権移転の登記を完了したところでございます。

この土地は、現況は山林で、都市計画法の市街化調整区域ではありますが、竜王インターの近接地でありまして、今後のインター周辺のまちづくりを考える上で非常に活用性の高い土地であると考えます。

当該土地の利活用を考える上で、土地の寄付覚書において「公共的施設の建設のために使用するもの」としているため、今後、推進する体制を整える中で、民間活力の導入も視野に入れ進めてまいりたいと考えております。

また、県有地の活用についてのご質問であります。滋賀県におかれましては、

県のリゾート構想の抜本的な見直しに向けて、現在、関係市町および関係事業者に対する意向調査がなされているところであり、今後、取りまとめられた意向等を踏まえ、県として構想の見直しを行い、平成20年度には見直しを完了する予定と伺っております。

なお、本町におきましては、県有地を含めたインター周辺の一定の地域が希望が丘地区としてリゾート構想の重点整備地区に指定されておりますが、町といたしましては、「当該地域においては、県の構想としての位置づけは現在に至っては必ずしも必要ではない」と回答をしております。

また、県有地の活用案の町からの提案につきましては、本年7月にも町長から嘉田知事に対し、当該県有地は名神高速道路竜王インターチェンジからのアクセスも数分と非常に立地条件がよい土地であるので、竜王町の活性化に資するようご検討いただき、滋賀県としての有効活用をできるだけ早く打ち出していただけるよう要望をしているところでございます。

以上、圖司議員さんへのご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** この問題につきましては、昨日開かれました午前中の合併調査特別委員会、また午後からの地域創生まちづくり特別委員会でも話題にあがりましたけれども、竜王インター周辺の活性化、また企業立地の促進については、文中に書きましたけれども、市町合併に関わらず、町の財政基盤をより強固にするために大変有効な手段であるかなというふうに思います。

また、土地資源というものがありますので、その意味でもまた有効なものかなというふうに思うのですけれども、あと2つほどちょっと質問させていただきたいのですけれども、文中にはなかったのですけれども、以前に町の方からもらいました、このような資料の中に、国の地域産業活性化法というものが書いてありまして、竜王インター周辺の土地開発について、この地域産業活性化法ですか、本年5月に施行というふうに書いておりましたけれども、本当に施行されたのか、またその活性化法の概略でも結構ですので、それを教えていただきたい。

また、その活性化法というのは竜王町にとりまして何かメリット、規制緩和が図られるとか、いろいろあるわけでございますけれども、そういったメリットが竜王町にとってあるのか、その辺を教えていただきたいのと、もう1つ、これは逆の土地利用の目的で全く違うわけでございますけれども、例えばある企業さんがその土地に誘致されるということになってきますと、当然、従業員さんの住宅

も発生するということが当然でありまして、先ほど小西主監の方から市街化調整区域ということで、住宅化に関してはかなり難しいかなというふうに思うのですが、この住宅に関して、例えば県有地でありますと県営住宅とか町営住宅とか、また一般の企業の住宅とか住宅団地、いろいろあるわけでございますけれども、住宅につきましては全然考えておられないのか、土地の規制の関係上、そういうことが考えられないということもあるかと思えますけれども、その辺につきましてご答弁をお願いいたします。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 圖司議員さんの再度の質問にお答えをしたいと思います。

地域産業活性化法ということで、インター周辺のということで、3月議会、以前の12月議会でもお話をさせていただきまして、ちょっと詳しくは、今手持ち資料がございませんので、覚えている範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

実は、地域産業活性化法が以前から、いわゆる経済特区等、いろいろ竜王インター周辺を進めている中で進めさせていただいておりまして、実は経済産業省の方で地域産業活性化ということで進められておりましたけれども、今現在は企業立地促進法ということで6月に制度が実施されておりまして、いわゆる内容的には同じことということになるかと思えますけれども、基本的に、いわゆるまちづくりなり、それから企業を、いわゆる立地をするために何とかいい手だてはないものかということで、6月から、いわゆる経済産業省の方で法律が制度化されております。このことにつきましては、当然、竜王インター周辺または県有地等々を含めて、竜王町としてはこの法律に基づきまして、何とか企業立地を進めたいなという考え方をしております。

ただ、この法的には、以前ありました経済特区という部分とか、そういうものについては若干変わりました、ちょっと明細は今現在、ちょっと手持ちがありませんので、覚えている範囲でございますけれども、特に企業が立地される時に、いわゆる市街化調整区域であって、そして例えば農地であるとした時に、今度、土地計画の見直しをすると。そういうふうな本来ですとなかなかできないものがありますけれども、土地計画の見直しの時に、イの一番、その時に優先的に、こういうふうな企業立地促進法によりましてまちづくりをしておりますと、それが取り入れてもらえるということで、優先度が高くなるというところから、実はこれ

は滋賀県の方でも取り組まれておりまして、竜王町におきましても、今後、企業さんなり商工会さんなりとお話をさせていただきながら進めさせていただきたいということで、今、県と協議をさせていただいている最中でございます。

それからもう1点、企業立地はするけれども、住宅はどうかということでご質問でございますけれども、特に山口町長が「若者定住のまち」ということで進めていただいております。その指導のもとに、我々は特に今現在では、この3月に国土利用計画の変更もさせていただきましたし、なおかつ過日には都市計画のマスタープランも、いわゆる修正をさせていただいたところでございます。

この上位計画をつくりまして、いわゆる「若者定住のまち」ということをつくる町のためにするために鋭意努力をさせていただきたいということで、特に、いわゆる企業の社宅とか、そういう部分はなかなか難しいわけでございますけれども、早く見直しができ、現在の規正法の中でもそれを早く解決できるような手法として取り入れていきたいということを考えております。

そういう意味で、いろいろな竜王町内におきまして、やはり3つの計画の中で「若者定住のまち」を進めるために、やはり住宅施策についても進めていきたいというふうに考え方をしております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** この問題は大変大きな問題ですし、短期的ではなしに、中長期的な、そういう視野も必要かなというふうに思っておりますし、またこの土地だけではなく、周辺へのアクセス、特に国道477号線もありますし、そうした道路交通の安全面も含めると、竜王町は竜王町なりのそれ相当の財源も必要かなというふうに思うのですけれども、一層の適正な対応をしていただきたいなということを一言お願い申し上げまして、この質問を終わります。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合によりまして会議時間を延長することとし、ここで午後6時まで休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後6時00分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、西隆議員。

**○11番（西 隆）** 休憩前に引き続き、一般質問させていただきます。11番、西隆。特別職（議会議員）の報酬等審議会の開催について。

第3回定例会終了をもって第13期の議会議員の任務が終わろうかと思っております。



任期は9月いっぱいでございますけれども、今日まで、地方分権改革の進展に伴い、議会改革、財政改革を進めてきたところであります。第11期、第13期において議員定数削減が行われてきましたが、議員報酬の見直しが行われていません。町長の諮問機関である報酬審議会の早急な開催を求めたいと思います。

国家公務員の給与については、人事院は9年ぶりに引き上げ勧告を、また地方公務員についても勧告される状況にあります。議員活動に専念するためには生活保障も必要であり、国・県に対する要望・要請活動、議員として資質を高める活動等は自費で行っている状況にあります。町が提唱する「活力あるまちづくり」のため、若者が参加できる議会、兼業でなくとも一定の生活保障がないことには議会が軽視される状況にあると思います。

議会は、住民の意思を代表する機関であり、住民の多様なニーズを汲み取り、それを集約し、具体的な施策に結びつけていく政策形成能力の充実に努めるとともに、執行機関に対する議会の監視機能の強化により一層取り組まなければなりません。

いつの時代においても、私たちの将来を託すのは、次代を担う子どもたちです。その子どもたちが将来への夢とその実現に向け希望を持って育つことのできるまちづくりが議員の使命と考えます。町長として議員報酬の考え方についてお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** 西議員さんから、特別職・議会議員に関わります報酬等審議会の開催についてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、竜王町特別職報酬審議会の開催でございますが、平成17年4月から、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例を一部改正させていただくにあたり、同年1月に審議会を開催いただき、1月27日に答申をいただいているところでございます。

その後におきましては、改正条例の付則の趣旨ならびに議員提案によります竜王町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正の経過等をふまえて、町長より審議会に対しまして諮問をさせていただいておりませんので、その開催には至っておりません。

なお、議員もご高承のとおり、前述の条例改正の際に、その付則により特別職にあつては平成20年3月まで、議員の皆さまについては本年9月まで、自らの提案により報酬をカットしていただいているところでございます。

今般、人事院が9年ぶりに引き上げの勧告をいたしましたこと、さらには議員活動の重要性に鑑み、一定の生活保障を踏まえた議員報酬の必要性について提言をいただいておりますが、この9月までは、さきの改正の趣旨を踏まえやすと難しいものがあると、こう判断いたしております。

しかしながら、議員の皆さまが未来のまちづくりのために懸命に働いていただける環境をつくることは重要なことであると認識いたしております。しかるべき時に議論を重ね検討していただける場を設定してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 西議員さんの質問に対しまして、町長として議員報酬についての考えを求められましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

私自身が長年議員として活動をさせていただき、またその後、町長として町政の執行にあたらせていただいております中で、今日の厳しい財政状況を踏まえやすとともに、行政改革を着実にするため集中改革プランの実行をさせていただいております時、今般の人事院勧告を指標として議員報酬の改善について報酬等審議会に諮問をさせていただくことはいかがなものかと考えております。

また、私が議員をさせていただいております時には、自ら進んで議員に立候補するということの意義を大切に考えさせていただいております。しかしながら、当時と時代の背景や仕組みが随分と変化してまいっておりますので、西議員からの提言も新たな時代に向けた発意であると大切に受け止めさせていただきまして、今後は慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 11番、西隆議員。

**○11番（西 隆）** ただいま町長の方から、前向きに検討するというところをご回答いただいたわけでございますけれども、現在におきまして、13期、いわゆる先ほど申し上げましたとおり、9月で任期が満了するわけでございます。新しい議員さんがこの次（14期）に誕生いただくわけでございますけれども、今現在でも議員の中でも、兼業と言うのですか、兼務でされている方がたくさんおられます。特に、議長職においては、こういう兼務でされるということはいかなるものかということも我々も考えるところがございます。

と申しますのは、やはり議会中においても、休憩時間なり、そういう時にやはりいろいろな私用の電話等がやはり頻繁にされている、この状況を見るに至り、

やはり議員として資質の問題、やはり生活保障が完璧でなければ、今後もうこういう兼業は増えてくる。そうでないと、議員がなかなかやっつけいけない、こういう事態になるのではないかという懸念をいたしております。

また、議員として今活躍いただく中におきましても、町のいろいろな団体、特に福祉、あるいは教育、青少年育成、また文化・体育、またまちづくりに大変必要な、いわゆる安心・安全のまちづくりの必要性を言う、いわゆる消防・防災、あるいは災害等の支援活動、こういうことに議員の参加がなかなか得られていない状況であると思います。

やはり議員の仕事ではないかも知れませんが、住民の、いわゆる福祉からいろいろな生活を総合的に責任を持ってやっていく以上は、やはり率先してそういう団体に入り込める状況をつくるには、やはり生活保障ということが大事だと思います。

そういう観点からも、再度、やはり議員報酬、ある一定額見直しをいかなるものかと、ご回答をお願いしたいと思います。

もう一つ申しつけ加えますならば、近隣の市町、市なのですけれども、私も聞きました。ところが、若者がやはり最近なかなか議員活動に入れにくいということは、報酬の問題がある。見直しを検討しているということも聞いておりますので、その点も申しつけ加えたいと思います。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 西議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

当然、議会活動等そのものには大変ご苦勞をいただいておりますのは、これはもう当然我々としても重々承知をしておるところでございますが、この生活保障ということまではなかなか問題であろうと思いますし、きょうまで近隣を見させてもらいますと、自分も議会当時見させてもらいますと、割合と竜王町の議員報酬もそんなに下ではないということも見受けておりました。別に、近隣を眺めてどうのこうのと言う問題ではなからうかと思っております。これはもう町ではっきりと決めていくべき問題であろうと思っております。

大変、議員の皆さま方にご苦勞をいただいていることはもう重々知っておることでございますので、これはまた審議会等もございまして、今後において十分、先ほども申させていただきましたように、慎重に考えて進めていきたいなど、こう思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。ありがとうございます。

○議長（中島正己） 11番、西隆議員。

○11番（西 隆） 町長からいろいろなご回答をいただきました。来る14期の議員さんに、そういう問題の少しでも苦勞のないようにひとつお取り計らいをよろしくお願い申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中島正己） 次、2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 2番目のご質問をさせていただきます。「（仮称）竜王商業施設開発計画」について、お伺いをいたしたいと思います。

近江観光株式会社および三井不動産株式会社が西武鉄道株式会社より引き継ぎされました竜王町薬師地先の敷地の一部を利用され、「（仮称）竜王商業施設開発計画」の事業計画等について、次のことについてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目としまして、事業計画と施設の概要および事業のスケジュール等についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、この事業計画の環境影響評価実施計画書の縦覧期間が2月の14日に終わりましたが、住民等からの質問・意見等があったかどうか、またその内容について伺いたいと思います。

3点目に、環境影響評価調査の手續等の進捗状況について伺いたいと思います。

4点目といたしまして、今期定例会の一般会計補正予算（第2号）および水道事業会計補正予算（第1号）の提案に、埋蔵文化財発掘調査費、薬師地区配水池測量設計費等が計上されているが、「（仮称）竜王商業施設開発計画」の事業の先行投資であると考えますが、この事業の許認可、事業着工の見通しについて伺いたいと思います。

5点目で、現在、商業施設アウトレット店が兵庫県・三重県等で開業されていると聞いておりますが、近畿・東海地域で開業されている施設および計画予定されている施設について伺いたいと思います。

以上、5点についてよろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 川嶋議員さんからの「（仮称）竜王商業施設開発計画」についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

ご質問の開発計画は、竜王インターチェンジ前の薬師地先におきまして、近江観光株式会社と三井不動産株式会社が事業者として約18haの規模で商業施設を計画されているものでございます。その具体的な計画内容につきましては、現

在、事業者において詰められているところでありますが、アウトレットモールを中心とした店づくりで、平成22年春のオープンを目指し推進されているところでございます。

施設の概要といたしましては、18haの敷地に約3万3,000㎡、約1万坪の店舗面積である地上2階建ての商業施設、約4,000台の駐車場という規模でございます。

現在は、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの現況調査に着手するとともに、県土地利用に関する指導要綱による届出処理や交通計画の協議等の調整が進められております。

2点目のご質問の「環境影響評価実施計画書」の縦覧期間におけます住民からの質問・意見についてでございますが、結果といたしまして、住民からのご意見等が2つございました。

その内容について、まず1つ目は、「琵琶湖リゾートネックレス構想の計画の時点では、鶴川地区も近隣集落であるということの説明会に招集されたのに、今回の調査地区から除外されている点」についてのご質問でした。これについて、滋賀県知事は、調査地域に鶴川地区を入れるよう意見を述べられました。

2つ目は、「町行政の判断にてよろしくお願ひしたい」というご意見でしたが、このご意見に対する対応は特にございませんでした。

以上が、「環境影響評価実施計画書」の縦覧期間にあった住民からのご意見等でございます。

3点目の「環境影響評価調査手続等の進捗状況」についてのご質問でございますが、平成18年12月27日に（仮称）竜王商業施設開発計画に係る環境影響評価実施計画書が県に提出され、平成19年1月12日には、関係4集落の役員さんにお集まりいただき、当該環境影響評価の実施計画についての説明会が開催されました。

その後、1月15日に計画の公告がなされ、2月14日までの実施計画書の縦覧でありました。その際の意見については、さきの説明のとおりでございます。

また、当該環境影響評価実施計画に対します「滋賀県環境影響評価審査会」の第1回目の会議が平成19年1月31日に竜王町防災センターで開催され、事業者からの実施計画書の概要説明があり、現地調査および質疑応答がなされました。本町においても、3月12日に当該環境影響評価実施計画書に対する竜王町長の意見書を県知事に提出いたしました。

その意見の内容は、「夜間営業における動植物や周辺への影響調査の実施」「交通量・道路渋滞・騒音等の調査の拡充」「ため池の水位・水質の調査範囲の拡大」「出水時の河川水質・流量調査地点での拡大」「歴史的遺産に対する影響調査の実施」の5項目をあげました。

さらに、3月28日には第2回目の審査会が開催され、これらの意見を受けて、5月22日に滋賀県知事が当該実施計画書に対する意見書を事業者に提出され、5月30日に公告されました。これにより、実施計画書の審査が終了しました。なお、町からの意見につきましては、すべて知事意見に盛り込まれております。

この意見書を踏まえ、現在、事業者において来年2月までを期間として現況調査が実施されているところではありますが、今後の予定といたしましては、予測、評価、環境保全措置、事後調査計画等を記載した「環境影響評価準備書」が平成20年3月頃に県知事および竜王町長に提出され、公告・縦覧、説明会の開催、県主催の公聴会の開催、環境影響評価審査会および竜王町長の意見聴取を経て、県知事から意見書が出されます。

それを踏まえた事業者からの評価書が提出され、公告・縦覧を経て、概ね平成20年12月頃に環境アセスの手続が終了するという事となると思います。

以上が、現時点での（仮称）竜王商業施設開発計画に係ります環境影響評価調査手続等の進捗状況でございます。

次に、4点目の今議会に補正予算として審議をお願いしております埋蔵文化財発掘調査費および薬師地区配水池測量設計費についてでございますが、これらは本商業施設の計画に係るものであり、これに係る必要経費については、事業者と文化財の試掘調査費用に関する確約書および上水道の給水申込書の提出することを取り決め、事業者に一定負担を求めることとして取り扱うものでございます。

議員ご指摘のとおり、これらの事業は先行投資的な事業であろうと考えられますが、事業者において、商圈に近い同業他社の同様同施設の規模拡張の時期との兼ね合いがあり、平成22年春のオープン時期をあまり遅らせたくないとの経営判断から、交通問題や文化財の発掘調査など幾つかの課題はあるところではございますが、町に要請があったところでございます。

町といたしましても、インター周辺のまちづくりを考えた時、先日近江観光株式会社からご寄付いただいた約16haもの土地の今後の利活用を考えますと、一定インフラ整備を進める必要があると判断し、配水池の測量設計費を補正予算に計上させていただいているものでございます。

最後の5点目の商業施設アウトレットモールの開業状況につきましては、現在、全国で30店舗が営業されておりますが、そのうち近畿では、大阪府で5件、兵庫県で2件、また東海地域では、愛知県で1件、岐阜県で2件、三重県で1件が営業されている状況でございます。

なお、今後の新規出店計画について把握しているものではございませんが、既存店舗については、店舗のリニューアルや増床をすることによって、新規顧客の開拓やリピーターの掘り起こしにつながると聞き及んでおりますことから、今後、増床計画に伴う人気ブランド店の囲い込みなどが活発になるであろうとかとの情報を得ているところでございます。

以上、川嶋議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 詳しく答弁いただいたわけではございますが、いつも問題になりますのは交通アクセスの問題かと、こういうように思います。先般の委員会におきましても、その問題が出ておるわけではございますが、まず22年春オープンということになれば、この問題はなかなか解決できる問題ではないと私は思うわけではございますが、あくまでも国道477号線の、これにこだわるとなれば、なかなか22年春にはオープンはできないだろうと、こういうように思うわけではございますが、その点についてのお考え、例えば竜王インターへの直接乗り入れということを考えていただくべきではないかなと、これを優先に考えてやはり進めるべきではないかなと、こういうふう思うわけではございますが、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

それからもう1点は、大型商業施設の18haの中に店舗等、そういうものができるわけではございますけれども、従業員の社宅等についての考え方があるのかないのか、その点についてお聞きをいたしたいと思っております。

特に、住宅用地の問題もあるわけではございますけれども、これだけの店舗であれば従業員さんが何人かおられるわけではございますので、その者の社宅等がこの中で考えておられるのかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 川嶋議員さんの再度のご質問にお答えをしたいと思います。

第1点目の交通アクセスの問題でございます。先ほどにも回答の中に申し上げ

をさせていただきました。この事業に関しまして一番重要になってくるのは、やはり道路のインフラの問題ということで理解はさせていただいております。当然、進入につきましては、竜王インターを利用し、また国道477号を利用して乗り入れるというふうな状況でございます。過日も、県の方でそれぞれ事業者の説明等も受け、それから町と事業者と、それから県との調整等の会議も開いたところでございます。

このことにつきましては、当然交通アクセスが一番問題になるということから、道路管理者である滋賀県ならびに滋賀県公安委員会等の協議も今現在詰めている状況でございます。

今現在の計画でいきますと、その乗り入れが竜王インターの利用が約65%、それ以外の利用が35%という利用計画でございます。

また、県におきまして、特に交通問題という大きな問題になる関係で、県の道路課の方で県の交通問題の対策協議会をつくっていただきまして、特に公安委員会といろいろな町との協議等も踏まえながら、今後、この問題については詰めていくという運びで今現在なっております。

当然、今申しました22年春オープンということでございますので、今、早急に詰めているという状況でございます。

当然、今、議員仰せのとおり、やはり生活道路なり通過道路、今現在でも竜王インターの利用が多くございますので、その辺を県と協議しながら今現在調整を図っているところでございます。

それから、2点目の18haの中に商業施設以外に住宅施策ということでございますけれども、基本的にこの地は、いわゆる大型商業施設をつくるという都市計画法の特定保留という制度で、この商業施設をつくるために、いわゆる調整区域から市街化区域に入る事業化になった段階で市街化区域に入るという状況になっております。その手続も今現在しているところでございまして、今のところ、住宅事業者との話の中では、いわゆる商業施設の建設の協議が先行しておりますので、住宅用地等については今現在はしておりません。

しかしながら、今後において、その近辺等、今後できるのかどうかという話も踏まえながら協議をしていくべきであると思っておりますけれども、今現在の計画では商業施設のみというふう聞いております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 苦勞していただいている部分についてはよくわかるわけござ



いますが、先ほども申し上げておりますように、交通アクセスの問題が解決しない限りは、なかなかオープンということにはなかなかならないのではないかなど、こういう心配をしておるわけでございます。そういうようなことでございますので、やはり一日も早くこのアクセスの問題を解決していただく中で、やはり国道477号を拡幅するということは2年、3年でできる問題ではないと私は思います。

そういうようなことで、やはり当分の間はインターを中心に利用する形の中で、県なりの許可をもらっていただく中でやはり進めるべきではないかなど、こういうふうに思いますので、その点についての回答が得られればありがたいと思いますけれども。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 川嶋議員さんの再度のご質問でございます。

先ほどから申しておりますように、町といたしましても、やはり一番交通アクセスが重要だということは認識しておりますので、このことについては、先ほど何回も申しておりますけれども、基本的にやはり交通生活道路およびインター周辺の道路でございますので、これは深く考えておりますし、やはり住民の皆さんにも迷惑をかけるということもございますので、その辺は県とも調整をしていきたい。

同時に、この隣接します国道477号につきましては、過日も町長が県庁の方々に要望していただきまして、何とか4車線化を早くせよというふうなことに行政サイドとしても協力いただけるように要望にも行っていただいております。

そういうことで、今後、この構想問題につきまして慎重に考えていきたいという考え方をしております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に12番、山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 平成19年第3回定例会一般質問、12番、山田義明。「ドリームプロジェクト竜王」についてを伺います。

国の力や地方の力の根源は、人口にも大きく左右されますが、その人口の確保には、若い人たちが喜んで定住し、結婚される条件整備が必要であります。竜王町では、結婚相談の事業として「ドリームプロジェクト竜王」があり、町内の青年にパートナーを仲介し、心豊かな生活の実現を目指すことにより、地域産業の発展と活力あるまちづくりを目指し設立されたものではあります。長年の活動による大きな成果とともに問題点もあるため、本年度は組織の再編と事業の見直

しがされたと伺っております。まず、これらの内容をお尋ねします。

次に、近年、年々結婚される年齢が遅くなっていると思うわけですが、遅くなると何かと仲介が進みにくいとお聞きしております。この点についての対策はどのようにされるかを伺います。

最後に、この事業を進めるにあたって、アドバイザーの方々の研修費や経費の支援は十分なのかを伺います。以上、よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 山田議員さんの「ドリームプロジェクト竜王」についてのご質問にお答えをいたします。

「ドリームプロジェクト竜王」では、農業後継者に限らずすべての青年を対象に、青年がパートナーとともに心豊かな生活の実現を図ることにより、若者定住、さらには少子化対策、強いては活力あるまちづくりを進めるため、よきパートナーとの出会いのきっかけづくりとして、パーティーなどの企画から運営に至るイベント事業や結婚相談事業に携わっていただく方をドリームアドバイザーとして町長が2カ年の任期で委嘱をさせていただき、この事業の推進にご尽力をいただいているものであります。

平成15年に「ドリームプロジェクト竜王」が発足し、5年目に入り、アドバイザーさんについては、今年度より3期目となります。この事業につきましては、ドリームアドバイザー事業を重ねる中で、各期ごと、前期には見えてこなかった問題や課題を踏まえ取り組みをいただいております。

第1期については、これまでのドリームプロジェクトの前身であります竜王町たかさご銀行での取り組みを踏まえ、単に「出会いの場所がない」「チャンスがないから」ということで、イベントの企画を中心に取り組みをいただきました。

そうした取り組みを通して、交際が長続きせず、残念ながら結婚へと発展しなかったのが現状です。現実の問題点は、「出会いの場がない」からではなく、会話力や積極性に欠ける場合が多いように見受けられるところが多々ありました。そこで、第2期、平成17年・18年度においては、イベントの前に「男性講座」を実施し、男性の自主性や積極性を養うために自己紹介やデート類似体験などを実施してきました。

また、カップル成立後においては、担当のアドバイザーを決め、相談やフォローを積極的に実施していただいたところでもあります。

その2カ年の成果として、イベントによる取り組みが主であり、1泊2日とす

るメモリアルパーティでは男性12名、女性12名の参加があり、成立カップルは7組でありました。

また、日帰りの「ときめきパーティー」では男性28名、女性24名の参加があり、成立カップルは10組であります。そのうち7組が交際をされ、1組が結婚され、もう1組が現在も交際中であるとお聞きいたしております。アドバイザー皆さんの努力により、前期以上の事業成果を見たところであります。

そこで、議員お尋ねの1点目、本年度は組織の再編と事業の見直しについてありますが、本年度より第3期として委嘱をしましたアドバイザー会議で議論をいただき、過去2カ年の事業成果でありますイベント事業に加え、イベントでの成立カップルへのフォローアップ、相談支援と併せて、一部住民さんから問い合わせなどがあります、パートナーの紹介相談を行う相談所を定期的に開設する結婚相談事業の2つの部会制による充実した体制により、このドリームプロジェクト事業の推進を図ってまいります。

結婚相談事業では、ホームページや新聞によるイベント開催記事により、県外・県内の女性から多くの問い合わせがあります。イベント後においても、参加者から相談が持ちかけられ、アドバイザーさんに対応いただいております。

次に、2点目のお尋ねであります。年齢が遅くなると仲介が進みにくいことへの対策であります。これにつきましては、前期事業での問題点でもあり、本年度、こうした年齢が遅くなる前の青年に対し、結婚に対する意識を早い段階から意識づけするための研修会の開催を計画いたしております。

最後に、3点目のお尋ねでありますアドバイザーさんへの研修会や経費に対する町の支援であります。ほぼボランティアとしての活動をお願いいたしておりますが、今年度、町予算へ新たにアドバイザーの相談員としての資質向上と活動促進を図るための研修費用をお認めいただいておりますが、限られた予算内での支援とさせていただきますことにご理解をいただき、竜王町の若者を育て、活力あるまちづくりの実現を目指してアドバイザーさんを中心に事業を進めていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもこの事業へのご理解・ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。山田議員へのご質問の答えといたします。

○議長（中島正己） 12番、山田義明議員。

○12番（山田義明） いろいろと詳しくご説明いただきましたが、ちょっとわからなかったのが、結婚することの意識を向上するとかということの説明でございま

したのですが、具体的にどういう格好でこういった事業を取り組まれるのかということと、相談所の事業でございますが、どういう格好でまた運営されるのかという点でございます。

それと、私の考えと言うと何でございますが、いわゆるもしできることなら、現在、中学校の方におきまして、将来就業される方のために現在職場体験等も中学校ではやられております。もし、これからこういう人口問題もいろいろと取りざたされておきまして、日本の人口も大分減少すると。そういう中で、やはり若い人たちがこれからもそういったことでいろいろと問題を解消していただくには、こういった結婚されるという、そういった意義を十分勉強される中学生程度の段階から、中学校の方では何か副読本があるというようなことを聞いたことがございますのですが、こういったものにそういった結婚するということが非常に大切だということが折り込めるのかどうか、そういったこともお聞きしたいなと、かように思います。

それと、併せて成人式等、これも二十歳の年代でございますけれども、等にも、この時代も非常に結婚も間近に迫ってくるような方もおられると思いますが、そういった年代の時に、ぜひまた成人式の中で結婚に対する講演等も入れていただければありがたいなと考えるわけでございます。

もう1点でございますが、研修費の関係でございます。非常に聞いておきますと、遠くまで研修に行かれて旅費等もかかるし、もし宿泊されますと宿泊費も要するというので、先ほども説明されましたように、いろいろと経費も確保はされていると聞いておるのでございますけれども、もしできることならわざわざ遠いところへ行かなくても、竜王町の方に講師さんを招いていただきまして、アドバイザーさんとか、あるいはその結婚対象の年齢の息子さん、娘さんの親御さん等も聞いてもらえるような、そういった何か講演会とかということもしていただければどうかというようなことを思うわけですが、その点につきましてお答えを願いたいなと、かように思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 山田議員さんの再質問について、幾つかご質問なりご意見をちょうだいしたわけでございますけれども、まず1点目に、先ほど私、答弁の中で申し上げさせていただいた、いわゆる青年の結婚に対する意識の早い段階から意識づけするための研修会の開催について、具体的にどういうふう考えるのかということでございますけれども、これにつきましては、私ども、前回の

プロジェクトの会の中で、今、その部会の方でそれを含めて検討していただいているということがございまして、行政からどうではなくして、やはり皆さんの方でよりいい方法を検討していただいておりますし、先ほども提案の中で成人式というお話もあったわけですが、どの時期がどういう時期でどういう機会がいいのかというのを、今、そのアドバイザーの中で部会の方でも検討していただいておりますので、先ほど言っていたものを参考にもさせていただきたいなど、こう思っています。

それから、相談事業でありますけれども、これにつきましては、今、結婚相談部会ということで、先ほども申し上げました相談事業部会というものを発足していただきまして、いわゆる9月から、今年度は9月、11月、1月、3月の4回、第3水曜日ですが、夕方5時から8時までですが、相談所を開設をしていただくということになりましたので、できるだけ皆さん方が出てきていただきやすい夕方、またある仕事・お勤めを終わられて帰りに寄っていただけると、そういう時間帯で設定をしていただきましたので、そういう形で相談事業をしていただくことになりました。

それから、ちょっと中学校の副読本については私は回答できませんので、また教育委員会の方で対応していただくということで。

それから、研修費の経費がかかるということで、できることなら講師を呼んで、そういうアドバイザー以外にそういう親御さんたちも含めての研修会というお話もあったわけですが、1つは、冒頭申し上げさせていただいた、その青年の意識づけの研修会の中にも、今お聞きさせていただいたものも参考にさせていただきたいと思っています。

特に今、予算計上をさせていただいている研修につきましては、これはやはり専門的にこういうアドバイザーに当たっていただく皆さんが東京の方で研修会を毎年開催をされていますので、それにすべてとはいきませんが、今まではそういうものが、いわゆる自費で行っていただいておりますので、今年度から、全部ではございませんけれども、数名分の予算を計上をさせていただいたということでございますので、以上、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 松浦教育次長。

**○教育次長（松浦つや子）** ただいま山田議員さんの方から再質問の中で、成人式に講演等を行えばというご意見をいただきましたので、そのことについてお答えをさせていただきます。

成人式と言いますのは、大人になったことを自覚をいたしまして、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますということで成人式というのが設けられているわけなのですが、一生に一回の記念すべき成人式でございますので、心に残る、記憶に残る、そういう成人式にするために、現在は、1部は式典ということ、2部につきましては、実行委員会をつくりまして、実行委員会による事業を中心に実施をしているようなところでございます。今後、この実行委員会の委員を募集をさせていただきまして、その内容について検討をしていくわけなのでございますが、議員さんのご提案をまた今度実行委員会の方に諮ってまいりたいなと思っております。

それから、中学校でのこの結婚についての意義につきましては、学務課長の方からお答えを申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 木村学務課長。

○学務課長（木村公信） ただいま、ご質問の中に出ました副読本というものにつきましては、現在、県内全中学校におきまして、県から配布されております副読本の中に、特に道徳の時間に取り扱います「心のノート」というものがございます。その教材の内容につきましては、望ましい社会生活でありますとか、社会規範について学習する題材が取り扱われております。直接、結婚に対する意義というものについては触れられてはいないかと認識しておりますけれども、先ほど申しました望ましい家庭生活、あるいは社会の生活といった中から、その結婚というものに結びつけて考えていく生徒諸君も存在するのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（中島正己） 12番、山田義明議員。

○12番（山田義明） 回答の中には、非常にこれから部会の方で検討されるということで、非常にありがたく思っておりますし、また前向きな返答もいただきまして、大変ありがたいと思っております。

これから竜王町で若い人たちが定住していただくと。そういう中でも、いつまでも独身では困るなということで、非常にドリームプロジェクトということで一生懸命やっただいて、非常にアドバイザーの方にはご苦労願っておるわけです。これからも、せっかくこの竜王に住み着いて、最後までやはり幸せな結婚をしてもらわなければならないということも非常に大切だと思います。ひとつまたこれからも若い人たちが、もうほとんどの方がそういった幸せな道を選んでいただくようにご祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（中島正己） 次に5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 5番、近藤重男。第2点目の質問をさせていただきます。危険箇所への道路改修の総点検について質問をいたします。

町内における県道・町道、通学路、生活道路の改修については、各集落自治区から要望もされていることと思っておりますが、去る5月15日から17日にかけて、町内5会場に開催いたしました議会報告会において、「危険箇所への道路改修を急げ」と、町内の道路を総合的に保守点検することを強く要望されました。町内の道路の危険箇所の総点検は、交通安全からも必要であります。また、道路の補修や通行の危険箇所の立て看板の設置等も含めて点検準備をされておられるのか、今後どのように取り組まれるのか。

また、平成2年3月に開通されました延長507mの雪野山トンネルでございます。照明灯が非常に少なく、歩道の通行、自転車での通行者にとっては、トンネル内は暗く不安であり、危険な状況にあります。安心して通行のできるよう、照明灯の設置等について配慮していただくことができないかについて伺いたいと思っております。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま近藤議員さんから、危険箇所の道路改修の総点検についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

ご高承のとおり、町内には10km余りの国道と29km余りの県道、119.6km余りの町道と集落内道路など、いずれの道路も町民生活を支える上で重要なインフラであり、その整備については、各地域の自治会長さまなどから多くの道路補修要望をいただいております。町といたしましては、厳しい財政状況の中ですが、自治会要望を整理し、現地確認等を行いながら、危険度の高いところから順次対策を講じている状況でございます。

議員仰せの道路の危険箇所の総点検につきましては、現地の道路状況が日々変化している現状からも、地域要請に応じた現地確認による把握に努めたいと考えております。また、危険箇所の立て看板等につきましては、生活基盤の安全確保の上からも地域と調整を行い、実施してまいります。

続きまして、雪野山トンネルの照明灯の設置についてでございます。雪野山トンネルは、蒲生野歴史街道整備事業の一環として、近江八幡市・旧八日市市・竜王町および旧蒲生町の2市2町を広域的に結ぶために整備された延長507m

のトンネルであります。道路全体が平成4年度に完成し、平成5年度から旧2市2町で構成します蒲生野歴史街道運営協議会で今日までトンネルの維持管理を行ってきております。

トンネル内は暗く、不安であり、危険な状況にあるということでございますが、平成17年度にトンネル内の歩道に照明付の転落防止柵を設置し、安全を確保してきたところであります。

現在、このトンネルの維持管理の財源につきましては、構成市町の負担金、協議会の維持管理基金から捻出してきておりますが、厳しい財政状況となってきております。

このような現況ですが、安全な通行を確保する面からも、協議会の中で現状分析を行って、今後の維持管理対策等を検討してまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 5番、近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** ただいま回答をいただいたわけでございますが、特に竜王におきましても「安全・安心のまちづくり」、この合い言葉は町民の皆さんの願いでもあります。町内でも交通事故等、非常に多発しております。頻繁に発生していると、このような状況でありますし、そういうことについてどのようにと言うと、今申されましたように、危険な箇所から何とかしていききたいのだと、このようなことで言われたわけでございますけれども、私は議会報告会の後、報告が議会の方から町に対して報告をされていると思います。その報告の中で、そういうことを検討するようなことを考えていただけないのかということでございますので、ひとつその点についてもう一度お尋ねをいたしたいと思います。

それから、雪野山のトンネルでございます。東近江管内にも幾つかのトンネルがあるわけでございますけれども、これは行政の中でやられているということでございますけれども、17年に若干なされたということでございます。これにつきまして、皆さんもよくトンネルを通られます。それにつきまして、不都合であるかないかということと言うまでもありませんけれども、同じ東近江管内にあります能登川のきぬがさトンネル、あそこのトンネルと雪野山トンネルの明るさというものは非常に何があるわけございまして、向こうのトンネルはもうこちらから見れば向こうがわかるように電気がついてございますし、こちらのトンネルにつきましては非常に暗いということがお願いしているわけでございますので、その点についてひとつ県でなければ振興局であるか、どこであるか十分ひとつ検



討していただきたいなど、このようなことを思うわけでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま、近藤議員さんから2点の再質問をいただきました。

まず1点目であります、竜王町の「安全・安心のまちづくり」の大きな課題として、当然交通事故の防止ということがございます。そこで、危険箇所という形で、具体的にどのようにしているかということでございます。

今、特に自治会では、要望につきましては、ほぼ全域の自治会からも要望をいただいております。主に、河川関係につきましては、浚渫とか補修とか漏水対策、道路に関しましては、振動対策、道路補修とか防犯灯、カーブミラーというような要望をいただいております。

特に、この中の一番生活に密着したということございまして、これらにつきましては、県道とか一級河川に関しましては県の方に即座に要望もしていております。時には、町の副申書も添付してやっております。

町道につきましては、現地を調査しながら、今も言いましたように、危険なところからということで、特に危険なこととは、担当課の方で対応しながらということで、判断もしながら、地元の方にもお願いしながら現場もやっているという状況でございます。

トンネルにつきましては、きぬがさトンネルが明るいという状況があります。大変申しわけございませんが、私、現地は確認しておりませんので、その比較につきましては、再度現場も見ながら、また県とか関係する協議会の中でも検討させていただきながら対応もしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしまして、回答いたします。

**○議長（中島正己）** 5番、近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 再質問の答えをいただいたわけでございますけれども、やはり交通事故ということは大変な取り返しのつかないことでございますので、十分危険箇所なりそういうものについては、点検についてのご配慮がいただきたいなど、こう思うわけでございまして、またトンネルにつきましても、ひとつ能登川のきぬがさトンネルも見ただいて、ひとつそのようなことでいいのかということを私は非常に能登川のきぬがさトンネルが明るく思うわけでございますので、ひとつその点についてもご配慮いただき、お互いが事故のないようにひとつ何して

いただきたいと、かように思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げ、私の方の質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中島正己） 次に8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 続きまして、私は3点目の質問をいたします。竜王小学校・西小学校教室の教材の整備等についてお伺いをいたします。

竜王小学校の各教室の黒板が校舎建設以来のもので、近隣校ではほとんどが黒板が上下に移動するものが導入されているようであります。黒板の改善を考えておられるのか、伺います。

また、両小学校のパソコン教室は、器具を大切に使用されることなどから、夏でも窓が開けられず閉め切られ、大変暑く蒸し風呂の状態であります。このことについての対応と対策等についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 木村学務課長。

○学務課長（木村公信） 竹山議員の竜王小学校・西小学校教室教材の整備等についての質問にお答えをいたします。

竜王小学校は、昭和46年度に建設され、平成元年の大規模改造工事では、既存黒板の塗りかえを行い、現在に至っております。

議員ご指摘のとおり、近隣校では上下可動式の黒板に変わっている状況ではありますが、学校施設全体の修繕計画は優先度の高いものから順次改善していきたいと考えております。そんな中、今年度は、児童が使用する机と椅子の規格が変更されたため、それらの入れかえを行ったところでございます。

2点目の「両小学校のパソコン教室の空調設備について」であります。平成11年度に情報教育が強く推進された時期に視聴覚教室を改造、変更し、コンピュータ教室として設置してきたところでございます。今日まで、教室内がコンピュータ機器などの放熱やコンピュータ教室の設置場所の関係で窓の開閉を行えないため高温になっている状況であり、本年度、パソコン本体を増設したことも踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、電気受電設備におきましても、部分的な改修はされておりますが、特別教室などに空調設備が設置されている中で、学校施設の受電設備容量そのものの調査等を行い、検討してまいりたいと考えております。

これらのことにつきましては、子どもたちの学習環境を整える立場から、確実な予算計上を行い、財政当局とも協議をし、計画を進めてまいりたいと存じます。

以上、議員の皆さまにもご理解とご支援をお願ひ申し上げまして、ご質問の回

答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） ただいま、お答えをいただきました。順次、そうした学習意欲がわく環境に取り組むという、非常に結構なことでございますけれども、たちまち急がなければならないものは、恐らくただいまお答えいただきまして、教室の状態をご存じかどうかは知りませんが、入れるような状態ではありませんので、たちまちクーラーの設置は早急にご検討いただいて、まだまだ暑さも2学期から続くと思いますので、その辺の対策・対応をお考えいただきたいと、かように思います。

なお、黒板は、両小学校で西小学校は移動式、私も不勉強でございましたけれども、黒板を動くのを知らなかったようなことで、やはり背の小さい子も大きい子もおりますので、早急にこの方策も考えていただきたいということをきょう申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午後7時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後7時09分

再開 午後7時20分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 「高齢者医療制度のこれからについて」と題しまして、質問をさせていただきます。

昨年、町内の皆さんにアンケート調査をお願いしましたところ、たくさんの皆さんから回答をいただきました。アンケートの項目は非常にたくさんあるのですが、今回は特に医療制度について伺っている部分に絞って、その結果をお示ししながら、その数字の示す意味について一緒に考えていきたいと思っております。

アンケートで設問しました中身は、医療費の自己負担が増えていることについての対応について伺っています。「医療費が大変増えたので、どうしていますか」ということなのですが、  
「受診回数を減らした」という人が29.8%、  
「ほかの費用を切り詰めて医療費を捻出している」という人が45.4%、「入院を勧められたけれども、断った」という人が5%おられました。私はこの結果に大変ショックを受けました。アンケートを眺めながら、これを書いている方に思いをはせると、胸が痛くなりました。

来年は後期高齢者医療制度が始まります。保険料負担ゼロの人たちに容赦なく負担がかかってきます。担当課として、町内の皆さんのこのような状態・実態は掌握されているのかについてお伺いをしたいと思います。

また、75歳からのお年寄りに保険料を負担させる後期高齢者医療制度について、保険料負担はどのくらいになり、どのような形で徴収をされるのかをお伺いします。

この制度、広域で実施されることになりましたけれども、今日までいろいろな形で自治体ごとに実施されていた支援や助成制度のようなものは検討されているのかについても、お伺いしたいと思います。

住民税務課は、直接住民皆さんの生の声が聞こえるところであり、苦情や問い合わせが去年からたくさん寄せられていることと思います。その実態も報告いただき、課としてどのように対応しているのか、国への要望も併せてお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** ただいま若井議員さんから、医療制度のこれからにつきましてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

我が国は、世界最長の平均寿命を誇り、健康寿命も極めて長い、世界有数の健康度を達成いたしております。これが達成できました要因には、高度経済成長、公衆衛生水準の向上、医学・薬学の発達等と思いますが、国民皆保険もその大きな要因の1つであると思うわけでございます。

国民の健康と生命を守っていくためには、この国民皆保険を急速に進む少子高齢化や低い経済成長、国民生活や意識の変化など厳しい社会経済環境の変化にも耐えられる持続可能なものにしていくことが必要と考えられることから、議員もご承知のとおり、平成18年6月14日に「医療制度改革法」が成立したところでございます。

ご質問の、平成20年度よりスタートいたします後期高齢者医療制度でございますが、高齢者に対する医療の給付は75歳以上の後期高齢者を対象とする独立制度を設けることとなります。これにより、医療給付に必要な額の1割を保険料として納付いただくこととなります。このことにつきましては、現行の老人保健医療制度では保険料の負担はありませんが、後期高齢者医療制度では保険料を負担いただくこととなります。

また、保険料の負担はどのくらいか、どのように徴収するかとのご質問でござ

いますが、保険料の算定につきましては、医療費の支払額、財政安定化基金拠出金、保健事業に要する費用等々の支出と国庫負担金等の収入面を精査いたしまして、加入者数や被保険者の所得をもとに決定をすることとなります。なお、保険料率は、概ね2年間の財政運営を見通した設定が必要となります。

また、医療給付に必要な額の1割を保険料により賄うこととされており、この保険料は介護保険料と同様に後期高齢者一人ひとりに対し賦課することとなります。その賦課限度額につきましては、現在の政省令案ではございますが、50万円となる見込みでございます。

平成20年度・平成21年度の保険料率の決定につきましては、本年11月に開会が予定されている滋賀県後期高齢者医療広域連合議会に保険料率を定めた条例を提案される予定でありますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

また、徴収方法でございますが、保険料は、公的年金からの特別徴収、天引きになるわけでございますが、年金の年額が18万円未満の場合や介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合にあっては、この天引きは行わず、普通徴収となります。約8割の方が特別徴収の対象になるというふうに見込まれているところでございます。

広域で実施される後期高齢者医療制度への支援や助成制度についての検討をされているかどうかとの質問であります。現在のところ、制度以上の新しい支援や助成制度を行う検討はいたしておりません。

このことにつきましては、医療制度改革によりまして、今後も国民皆保険が国民医療保障制度として持続可能なための改革であると確信をいたしているものでございます。

次に、住民皆さんからのお問い合わせ等についてのご質問がございましたが、医療制度に関しまして、平成18年の10月の1日より老人保健医療制度の改正によりまして、今日まで1割負担であったが、改正によりまして3割負担に変更になった方からのお問い合わせが数人ございました。1割と3割の負担は大きいことであるというようなことでございます。制度上の改正であり、ご説明申し上げます、ご理解をいただくよう説明をさせていただいております。

また、国への要望でございますけれども、後期高齢者医療制度を円滑に施行するために、滋賀県後期高齢者医療広域連合から次に掲げます要望を行っております。

まず1点目に、政省令の早期の公布および必要な情報の提供、2つ目に、市町における電算処理システム改修経費に係る国の財政的支援の拡充、3点目に、後期高齢者に対する保健事業や葬祭費に係る国の財政的支援、4つ目に、被用者保険の保険者に対する制度の周知徹底に関する国からの指導、5点目に、国における制度の趣旨や内容に関する十分な広報でございます。

なお、今後も財政的支援をはじめ後期高齢者制度の円滑な施行のために、後期高齢者医療広域連合を通じまして要望をしてまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんからのご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 再質問をしたいと思うのですが、保険料については、今、特に明確な数字をお話しいただいたわけではないのですが、テレビなどや新聞などを見ていると、保険料は平均月額6,200円、年間7万5,000円という話が出ています。この数字が、いわゆるまだ医療給付に必要なものの1割を保険者で割ったものという数字なのかなというふうに思っているのですが、この数字がどういうものなのかということについてお伺いしたいのが1点目です。

自治体ごとに今まで実施されていた助成制度については、制度以上のものはないのだという、新たなものがつくられることはないのだという話がありましたけれども、普通、国保事業とかですと、一般会計から言って繰り入れるものがあるわけですが、そういったことも広域でやられる後期高齢者医療制度の中ではないということなのかなと思うのですが、その辺がどうなのかをお伺いしたいと思うのです。

この保険料というのは、2年間の財政運営で決まるものだという話がありましたが、先ほどもその制度そのものの発足に関する説明のところで、持続可能なものにしていくのだという話があったところを見ると、例えばこれから高齢者が増えていく、あるいは医療費が増えていくとなると、私が聞いているこの7万5,000円では済まなくなってくるのかなということも思うわけですが、その辺についてのご認識をお伺いしておきたいというふうに思うのです。

もう一つ、国にどんな要望をされていますかということをお伺いした時に、保健事業・葬祭事業の費用についての支援という言い方をされたのですが、実質、この7万5,000円の費用では、この療養給付に関する費用ですとか、審査支払事務の費用ですとか、あるいは今言われる保健事業の費用ですとか、葬祭費の

費用ですとかが含まれていないのではないのかという不安がこの頃出てくるようになりまして、実質、この7万5,000円では済まないのではないのかなということをちょっと聞いていまして、それなら本当に大きな負担になるのではないのかという心配をしているのですが、その辺の情報はお持ちではないのかということについてお伺いをしたいと思うのです。

ちょっと幾つものになりますので、とりあえずそこまでにして、よろしく願います。

**○議長（中島正己）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** ただいま、若井議員さんから再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

保険料につきましてでございますが、6,200円ということで、厚生年金を支給をしている方の平均をとられまして、これが発表されました時に6,200円、年間7万4,000円程度というような試算の数字が出ております。これにつきましては、医療費の給付の伸び率を計算をされまして、このような数字が出たというふうに認識をいたしておるところでございます。

それと、この後期高齢への制度の支援ということで、現在、制度的に支援はないということでございます。独立採算の特別会計が広域連合の方で持たれるわけでございます。これによりまして。保険税の徴収の徴収率によりまして、100%料金が入ってこないというリスクと、また医療費が予定より増額するというリスクがあるわけでございます。

この部分を補てんをするという部分では、国が3分の1、県が3分の1、広域連合が3分の1を拠出をいたしまして、財政調整基金でございます安定化基金を設置をしていくというようなことになってございます。その中から、例えば医療費が急に増額をしたというような場合には、そこから貸し付けをいただいて、その分を使って運営をしていくというふうになるかと思えます。

3点目の方に、2年分の保険料というようなことで料率を決定をされるというようなお話をさせていただきました。確かに、この医療費も高度化になってございますし、高齢化も進んでいる中で医療費の高騰も考えられるわけございまして、ご承知のとおり、この保険料に医療給付の全体の中の1割を保険料で賄うということでございますので、医療給付全体が伸びてきますと、それに見合う1割分についての保険料の負担をお願いをすることになるかと思えます。

また、4点目の国への要望というようなことございまして、ここによりまして

保険料率につきましては、現在のところ公表がされていないということで、後期高齢者医療広域連合の方で料率を決定をしていくところをございまして、これらで料率が決定をいただく中で、住民の皆さんにも広報等でお知らせをしていききたいというふうに思っております。

国への要望につきましては、先ほど申し上げましたとおり、財政支援等も含めまして、後期高齢者医療広域連合を通じましての国の要望というのは行ってみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 保険料が2年間の見通しという形で出されているけれども、その後、高齢者が増えるとか、給付が増えるとかということになれば、この7万5,000円で済むとは思えないという話と一緒に、まだ明確ではない保険事業の費用ですとか、葬祭費の費用ですとか、そういったものも上乘せされるのではないのかということについての答弁がなかったもので、その辺についての考え方を改めてお伺いしたいのが1点目です。

これは75歳以上のお年寄りが保険料を払って、給付全体の1割を持って制度がつくられるというだけではなくて、支援金という形で、その年齢に到達しないものも負担しなければならない部分がありますよね。先ほどからの話の中にはその部分の説明がちょっとなかったのかなと思いますので、この制度の中で現役世代の負担はどういうふうな形で出されるのかということについてお伺いをしたいのが2点目です。

国保でもそうですけれども、例えば保険料を払えなくなると、短期証明書ですとか資格証明書とかという形で出されることに今なっていますが、竜王町の場合は短期証明書だけだというふうに聞いているのですけれども、この後期高齢者医療制度の中でも同じようなことがされるのかについて、実はこれ3回目ですから、これ以上質問ができないので一緒にお伺いしたいのですけれども、実はこのさきに行われた県議会では、この問題について、短期証明書の発行ではなくて、後期高齢者医療制度ではもう頭から資格証明書だという話を聞いていまして、それに対してそのようなことが簡単にやられるのかという、自動的にやられるのかという議員の質問に対して、知事は「慎重にするように助言する」という答弁をしておりますので、ぜひその辺も含めて、竜王町で実施される場合もそこも視野に入れてお取り組みをいただきたいなというふうに思いますので、お願いも兼ねて併



せて質問しておきたいと思います。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいま若井議員さんから再々質問をいただきました3点につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

保険料につきましては、現在、保険料率が確定をしておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、この中には、厚生省の発表の6,200円の単価の中には、医療費の伸び率を含めた計算のみであるということでございます。

今、議員ご質問のとおり、保健事業、あるいは葬祭費に係る部分での負担につきましては含まれていないということでございますので、これらを参酌いたしましての中での保険料の決定になっていくのであろうというふうに思っております。

それと、2点目の方の後期高齢者の連合会の特別会計の中で、全体を100といたしますと、そのうちの50が国庫の負担になります。議員仰せのとおり、40%が若人の支援金ということで、各被用者保険、国保も含めてでございますが、支援金を支弁をしていくということになります。残り1割の方が後期高齢者の方の保険料として負担をいただくものでございます。

3つ目に、保険料の滞納等があるような場合の受給者証の関係でございますが、これにつきましては、今、後期高齢者医療広域連合の方でこの資格証明等、あるいは短期証明というのがございますけれども、この部分について今検討が進められているというふうに聞いておりますので、現在のところ、どちらの方向になるかということもございますけれども、概ね滞納者についての対応は、今の国保もそうでございますけれども、資格証明が前提にあるというふうに聞いておるところでございますので、今後の対応につきましては後期高齢者医療広域連合の議会の方で決定をされるのであろうというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（中島正己） 次に3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 行政改革集中改革プランの進捗状況について、ご質問させていただきます。

平成17年5月には、竜王町行財政改革推進委員会が「自律推進計画案」として答申されました。少し時間はかかりましたが、「案」が外れて正式な計画となったはずですが、その後は「集中改革プラン」に名前を変えて、「自律推進計画」としてはその進捗状況の報告もされておられません。6月議会では、地域創生まち

づくり特別委員会において、「行財政改革の進捗状況について」との議題で「集中改革プランの進行状況」が報告されました。内容はほぼ同じなので、名前にこだわらなくてもいいのですが、進行状況がかんばしくない項目が幾つかあるようなので質問させていただきます。

平成17年の「答申案」で、平成19年度に「実施」、もしくは前年度に実施をして「拡大」になっていた項目で、1つ目、現在遅れている項目は何か、その理由は何か。2つ目、計画そのものが変更になった項目は何か、その理由は何か。

3つ目、第三セクター統合に対する課題は何か。4つ目、第三セクターへの委託経費は削減されているが、法人としての利益を出し、税金を支払い、積立金等が存在することの考え方はどのようなものか、以上、お伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** ただいま、勝見議員さんからの行政改革集中改革プランの進捗状況についてのご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

国・地方を通じた財政状況の悪化が進む中で、国は国と地方の役割を見直し、地域のことは地域で決め、最小の経費で効率的な行政を進めていくことをねらいに、「地方分権」や「三位一体改革」を推し進めてきました。

竜王町におきましても、国庫補助負担金や地方交付税の削減、さらには県の厳しい財政事情を背景とした県補助金の削減等による歳入の減少と義務的・経常的経費の増加による財政の硬直化が一層進む中で、平成16年度当時の推計では、平成17年度から平成19年度の3ヵ年で収支額に5億5,000万円の不足が生じる事態が予想されました。

このことから、将来にわたってまちづくりを持続し推進していくための具体的な計画として、単に歳出の抑制のみでなく、現在の町の特性を最大限に生かし、戦略的にまちづくりを進めるため、「地域再生」を行動目標に、「財政改革」「行政改革」「意識改革」の視点から改革を行う「自律推進計画」を平成17年度から平成19年度を目標年次として策定し、その実行に取り組んでまいりました。

また、計画の策定にあたっては、竜王町行財政改革推進委員会で議論をしていただくとともに、素案に対する答申についてもいただいていたところでございます。

また、国から、平成17年3月に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、各地方自治体が平成17年度から平成21年度までの行政改革の取組事項を明示、公表する集中改革プランの策定

を求められることになり、竜王町においては、それまで進めてきました「地域再生まちづくり」の取り組みやその改革を十分に踏まえつつ、集中改革プランに示すべき項目を盛り込んだ上で、竜王町行財政改革推進委員会のご意見をいただき、平成18年3月に竜王町行財政改革集中改革プランとして策定してまいりました。

また、計画につきましては、広く住民の皆さんへの公表が求められていることから、町のホームページにおいても掲載をしているところでございます。

なお、この間の行財政改革の取り組みにつきましては、平成17年度の実績を町広報によりお知らせするとともに、去る6月8日には、竜王町行財政改革推進委員会を開催し、平成17年度の実施状況と併せて平成18年度の決算見込み、平成19年度当初予算への反映状況を報告をさせていただいたところでございます。

今回ご質問の平成17年度の自律推進計画の素案において、平成19年度に「実施」もしくは「拡大」となっている項目について、第1点目の現在遅れている項目およびその理由でございますが、「地域再生」の項目では、地域リーダーの育成と地区担当職員の設置について、平成18年度にモデル地区による実施を計画しておりましたが、現在のところ実施には至っておらず、平成19年度には、区長の皆さま方から要望の強い地区窓口職員の設置について進めたいと考えております。

「財政改革」の項目では、町有財産の有効活用として、遊休土地の活用、処分を平成18年度および平成19年度に小口地先と須恵地先の土地の計画をしておりましたが、小口地先の土地につきましては、隣接の民地を含んだ開発協議に時間を要していること、須恵地先の土地については、都市計画調整区域内に位置する土地であり、利用できる用途が限られていることから計画に対する遅れが生じてきております。

「行政改革」の項目では、ご質問にありますように、第三セクターの統合等効率運営としてアグリパーク竜王と道の駅「鏡の里」の統合を計画しておりましたが、実施には至りませんでした。しかしながら、平成18年度においては、観光協会も含め観光に視点を置いた合同の検討が始められましたことから、平成19年度においても継続した取り組みとなるよう促したいと考えております。

また、同項目にあります「自律推進計画」（集中改革プラン）管理委員会の設置が遅れておりましたが、去る6月に開催いたしました竜王町行財政改革推進委

員会において、行財政改革管理小委員会を設置いただきましたことから、今後、改革の取り組みや内容の進行状況の確認、評価をいただき、次年度以降の予算、事業計画に反映することにより、確実な行財政改革の実行を図りたいと考えております。

「意識改革」の項目では、勤務評価の制度導入と登用について平成18年度の実施予定が遅れておりますが、平成18年度末に策定いたしました「人材育成基本計画」の実施と併せ、平成19年度には、管理職研修の実施、制度設計に取り組む計画をしております。

2点目でございます、計画そのものが変更になった項目と理由でございますが、取り組むべき項目自体の変更はいたしておりませんが、その実施目標年次および数値目標について、一部見直しを行った項目がございます。

「地域再生」の項目では、集落別まちづくりコンクールを平成19年度から実施し、環境への取り組み等を地域間で競っていただくことにより、地域のやる気を起こすきっかけとなることを考えておりましたが、実施にあたっては地域の負担増等も含めた検討が必要であることから、計画では平成19年度も引き続き検討とさせていただいております。

「財政改革」の項目では、職員数の抑制について、平成18年度138人、平成19年度133人を考えておりましたが、実態と照らし合わせ再検討をする中で、平成18年度137人、平成19年度134人に見直しをいたしました。なお、平成20年度の目標数は、ともに133人となっております。

また、同項目の民間活力導入業務等の検討について、給食および医療部門への民間活力の導入を検討してまいりましたが、給食センターについては、民間委託の条件として、現在のウエット方式からドライ方式への建て替えが必要となること、医療部門については、予防・指導的な医療との関係について継続した調査・検討が必要となることから、当初、平成19年度であった目標設定については見送ってまいりました。

以上のように、自律推進計画および行政改革集中改革プランの実行にあたりましては、目標の達成が遅れている項目もございますが、先にも申し上げましたとおり、竜王町行財政改革推進委員会において行財政改革管理小委員会を設置していただきましたことから、それぞれの取り組みに対する検証、評価をいただき、現状と照らし合わせることにより、見直すべき項目については随時見直しを行い、実施状況につきましても、広く公表することにより、真に実効性のある改革とな

るよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、3点目の第三セクター統合に対する課題は何かとのご質問でございますが、ご承知のように、第三セクター、事業団等の外郭団体について、財政運営面からどう効果的に、効率的に活用していくかが緊急の課題ではあります。

集中改革プランでは、外郭団体の整理統合に関し、当面は第三セクターの一元化を目指し、全部もしくは一部の機能の統合を視野に入れるとの考え方を示しています。

それぞれの施設整備に併せて施設の円滑な管理運営を進めていくために、それぞれの外郭団体が創設されてきた経緯はございますが、昨今の状況を勘案し、町からの指示により団体相互に事務レベルでの情報交換を進め、事業内容や勤務体系等のすり合わせを行っていただいているところであります。

大きな課題が山積しているとの報告は受けていませんが、業務内容等が類似していること等から、業務提携から徐々に統合に結びつけていくか、あるいは一挙に統合していくか、関係者と協議をさせていただき、進めていきたいと考えております。

最後に、4点目の委託経費と法人の利益等の存在についての考え方についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、竜王町農林公園施設等につきましては、平成18年9月より指定管理者制度を導入してまいりました。

指定管理者制度による管理は、従前の業務委託による管理と異なり、施設利用料を収受することとなりますし、またその施設の設置条例等の範囲内で指定管理者の裁量・努力により施設をより有効に活用することができ、より大きな利益を得ることが認められています。

指定管理を実施する際には、指定管理料については、その施設を管理する上で当然最低限必要な金額を積算し、精査しておりますので、指定管理者自らが企業努力をしていただき、いろいろ工夫をしていただいた結果として事業者に利益が発生することは、努力の成果であると評価させていただくものでございます。

以上、勝見議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 幾つかの再質問をさせていただきたいと思っております。ご丁寧に集中改革プラン、また自律推進計画の経過等も踏まえてご回答いただきまして、本当にありがとうございました。

まず、自律推進計画の進捗状況なのですが、実はこの間、8月の22日

の新聞に「米原市行革効果4億円」という見出しで新聞記事がございました。同じように、2006年度に取り組んだ行財政改革で、つまり集中改革プランで4億3,000万円のコスト削減効果があったと発表しました。米原市です。91.8%を達成したという数字が出ております。このような数字というものはあらわせないものなのではないでしょうかという質問を、まず第1点目させていただきます。

それから、この集中改革プラン、自律推進計画の進行状況の進み具合が遅れている部分が幾つかあるということの最大の原因は、この計画の中にあります管理委員会の設置がなされてこなかったことなのかなという気がいたします。管理委員会の設置は、計画では17年に設置の予定でした。ところが、実績としては18年に検討、19年でやっと設置ということになっております。小委員会を設置してということになっておりますけれども、その小委員会も今現在まだ行われておりません。この辺のところの一つのネックだったのかなという気がいたします。

続きまして、第三セクターのことについて質問をさせていただきます。指定管理者制度になって、企業努力によって指定管理料にプラス利益が出た分については積み立てをしてもいいのだというふうな、そのとおりでございますし、それが営利を目的とする企業の当然の姿かと思えます。

しかし、ちょっと調べさせていただきましたが、アグリパークの件を見ますと、例えば6期まで、6期というのは平成13年1月1日から平成13年12月31日までの決算のことを言うのですけれども、この6期まででアグリパークが払った法人税・住民税は18万円でございます。これは最低限の法人が払うべき金額の、つまり赤字だからその金額だったということでございます。

ところが、7期、平成14年になりますと、この法人税・住民税の税額が124万3,300円お支払いされておられます。そして、15年101万8,900円、16年32万2,900円、17年66万2,300円、18年170万5,100円ということになっております。

併せまして、6期までについては累積赤字があったわけですが、7期、平成14年になりますと、当期の利益が790万円ほど出まして、それまで1,100万円ほどあった累積赤字が330万円ほどに減りました。そして、15年になりますと、また当期の利益が出たものですから、その段階で累積赤字を消してしましまして、当期の利益が出たわけでございます。199万円ほど出ております。その時に別途積立金100万円、利益準備金30万円を積み立てされておられます。130万円の金額を積み立てされておられます。9期16年になりますと、

併せて利益が出たものですから、別途積立金50万円と利益準備金20万円、合わせて70万円の積み立てがございます。10期、11期と続きまして、今現在では、積立金220万円、利益準備金80万円、合計300万円の金額が、いわゆる剰余金以外に積み立てとしてあるということでございます。

このことの考え方につきましては、私は以前から申しておりますように、確かに管理委託料、最近ですと指定管理料というものについては、一定町の施設・財産を管理していただいているわけですから、支払うべきものは支払わなければいけない、それは当然のことだと思います。ただ、その施設そのものについては、一般会計で町民さんの税金を使って建てた施設でございます。そこで営利の目的をして利益を出されているわけですので、その利益に関しては当然町民さんに還元されてしかるべきではないかなということを感じるわけですね。

つまり、以前の管理委託料の減額であるとか、指定管理料の減額であるとか、あるいはもっと考え方を進めるならば、利益を行うために使っている施設の家賃を払うとか、そういった部分の考え方が出てきて当然なのではないかなということも以前から申し上げておりますけれども、そのことについての考え方というのが、いやいや第三セクターといえども一法人なのだから、やはり先に積立金が大事なのだという考え方なのか、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

「竜王かがみの里」についても同じことが言えます。積立金400万円、準備金70万円がございますので、両方のそれぞれの株式会社が決算時期も違うわけですね。アグリについては1月1日からですが、かがみの里については4月1日から始まっておりますので、決算時期も違います。積立金も違います。まして、今の経営としては非常にうまく行って利益も出ているわけだから、統合しなくてもいいのではないかなというふうな考え方があるのかなと、その辺のところも統合に対しての課題としてあがっているのかなと思いましたので、質問をさせていただきました。よろしくお答えください。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 勝見議員さんの再度のご質問にお答えしたいというふうに思います。

米原市が新聞に載っておりました91%の目標達成率、4億円の削減ということで新聞は見させていただきました。竜王町におきましても、項目だけでございますけれども、若干出させていただきました。

それでいきますと、前回、地域再生まちづくり委員会の中に6月議会で提示をさせていただきました「竜王町行財政集中改革プラン」の進行状況の、議員の皆さま方、表をお渡ししたと思います。その目標項目が70項目ございます。これは、地域再生ならびに財政改革、それから行政改革、それから意識改革の4つの項目がございますけれども、合わせて70項目あるかなと思います。その辺、平成17年度で目標設定70項目ございますけれども、見てみますと、目標設定項目数70項目のうち、概ねこちらとして達成したのが大体50項目ぐらいあるのではないかなということで今見込んでおります。しかしながら、これは完璧に十分だとは言えませんが、その辺としては、大体達成としては72%ぐらいの達成ができたかなと。

それから、18年度の見込みでございますけれども、目標達成項目が84項目ありまして、若干増えまして62項目で、これも73%ぐらいになっているのではないかなということで、今現在、こちらとしては努力をさせていただいております。数字的には出させていただいて、そういうふうな状況になっているかなというふうに思います。

それから、自律推進計画の集中改革の中で、進行状況の最大の原因は管理委員会を設けなかったということのご指摘がございました。特に、自律推進計画をつくりましたのと、それから集中改革プランの状況の中で、確かにいろいろ項目の見通しをこちらとしてさせていただきました。その中で、当然、管理委員会の設置も遅れました。基本的に、いろいろ状況的にあったわけでございますけれども、先ほど申しましたように、今年度に入りまして、住民代表の皆さま方から、いわゆる外部評価の導入と、PDCAのサイクルシステムの検討ということで、先ほど申しましたように、この集中改革プランに掲げます目標推進にあたっての内部評価を検証させていただきたいということで、今後につきましてはさせていただきたいという状況を考えております。

それから、第三セクターの管理委託料、議員仰せのとおり、アグリパークおよび道の駅におきまして、若干の積み立て利益等が出ておりますけれども、最近になりまして、いわゆる積み立て等、法人税および住民税も、ご指摘のように年々増えておると。10期におきましては、アグリパークで66万2,300円ですか、それが11期におきましても170万5,100円ということで法人税・住民税をお支払いをしているという状況でございます。また、積み立て等もしております。



これにつきましては、当然、第三セクターということでございますので、やはり先ほどご指摘がありましたけれども、家賃等、いろいろもらってはどうかというご指摘がありましたけれども、基本的には、やはり働く人の意欲、その職場での働く施設の意欲等も考えながら、その職場での働く意欲、職員さんの意欲等もやはり考えていかなければならないということを考えておりますので、今後におきましても、そのことについては十分検討していきたいなという考え方をしております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 質問につきましては、簡単明瞭に願います。

3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 最後の質問に関しては、考慮するということなのですが、働く意欲を考えていただくのは当然のことなのですが、そういうことがあるから統合の話が遅れてきたのではないかということをご質問させてもらったわけですので、そのことに対する回答にはなっていないかと思いますので、よろしく願います。

それから、自律推進計画につきましては、行財政改革の委員会に諮問をされて答申をしたことになっておりますけれども、今思い返してみますと、あの計画そのものは竜王町の役場の職員さんがそれぞれのグループに分かれて、自分たちの仕事はこれでいいのだろうか、先進的な取り組みをされている町のところへ視察にも行って、グループに分かれて一生懸命あの素案をつくられたわけです。そのことを私どもは聞いておりますし、これは役場の職員さんが自らの意思で自律の「律」、「律する」という漢字を使う、その計画をつくっていくのだという意欲に燃えておられたような気がするわけなのです。

これは、国が集中改革プランをつくれという以前から竜王町が取り組んだことだということで、非常に誇るべきことであり、頼もしいなと思ったのが現実でございます。そのことの進捗状況が途中で把握できなくなったということが残念で仕方がないわけですので、そのことをきっちりと総括をしていただきたいと思っておりますし、その原因の中に集中改革プランに置きかわったからということだけではなくて、町長の行政執行方針の中にありましたように、「合併も視野に入れて」という言葉が「合併を視野に入れて」という言葉に置きかわったと。この年ぐらいから、どうもこの自律推進計画についての言葉がなかなか聞かれなくなった、その進捗状況の把握もできてこなくなったというふうな、これは私一人のうがった見方かも知りませんが、そのように思えてならないのです。

合併をする、しないに関わらず、この自律推進計画については、今の竜王町の町にとってはぜひとも必要なことでもありますし、しっかりと検証していただくようお願いしたいと、私はそういう意味でご質問させてもらっておりますので、そのことについてのご回答をひとつお答えいただけたらありがたいです。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 勝見議員さんの再度のご質問で、管理委員会の設置が遅れたということでご指摘がございました。

ご指摘のように、いろいろ集中改革プランと自律推進計画の流れの中であったわけでございますけれども、当然、仰せのとおり、職員も一生懸命になってやっておりますし、管理委員会におきましても、今後、幾度となく検証していきたいなという考え方をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中島正己） 勝見副町長。

○副町長（勝見久男） 勝見議員の再々質問の第三セクターの法人税等の、いわゆる企業運営についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私、アグリパーク竜王の社長という立場もありますのですが、町の方の立場と両方あるわけですが、特に第三セクターの運営については、今ご指摘の税の取り扱いについては、今お話がありましたとおり、どういうふうになっているのかというふうなことであろうかと思うわけですが、流れにつきましては、先ほど主監の方から申し上げたとおりでございますが、特に多く税がかかっている部分につきましては、いわゆる当然この経理につきましては、税理士の専門の方に入っているわけですが、いろいろ経費もそれぞれ落させていただきます、そして当然その業務委託料がありまして、そして業績、営業成績が上がってくるわけですが、営業成績の上った分については、これはどうしても税がかかってくると、こういうことございまして、当然、指定管理になってからは、特に生産ということがなかなか難しい状況になっておりますので、みんな頑張ってください営業成績を上げていただきますと収益が上がってくると、その分については税金がかかってくると、こういうことになるわけでございます。

ただ、ここで問題になりますのが、議員のご指摘にありますように、減価償却をどうしているのかと、こういうことになろうかというふうに思います。当然、その問題につきましては、一定、こういった形で収益が上がってきた段階では、指定管理料の積算と、それから減価償却をどうするかということを一はつきり

明確にしていって、そして経理をしていくということが必要になりますし、それが、いわゆる節税のことになるのではないかなど、こういうふうに思っているところでございます。

ただ、この平成17年決算、それから18年決算につきましては、当然、業務委託料、あるいは指定管理料を一応いただいて、そして1年間の営業活動をやっけてまいりますと、一定の収益が出てまいります。そういった形での収益については税金がかかってくると、法人税がかかってくると、こういうことでございますので、ひとつご理解いただきたいと思えます。

今後につきましては、当然、いわゆる税的に節税と申しますか、そういうことはきっちりしていかななくてはならないと、こういうふうに思いますが、最終の年度精算で細工をするということはなかなかできませんので、こういった形になったということございまして、今後、これからの運営につきましては、指定管理料、それから減価償却等も検討をさせていただかなければならないと、こういうふうに思っていますので、ご回答とさせていただきます。

統合の問題につきましては、これの財源積み立てが多くあるということと統合ができないということとは直接関係はございませんので、このことについては、当然統合になりましても、やはり事業部制を敷いて、それぞれの経営がどうなっているかということをしっかりチェックをしながら、そしてまた、先ほど言いましたように、頑張る一つの糧としていきたいというふうに思っていますので、なかなか統合になりましてもそれぞれの部署がどんぶり勘定にはなかなかならないと、こういうふうに思っていますので、そして積立金の問題ですが、これはやはり企業経営としていろいろな財源留保と申しますか、経営戦略的に、やはり営業戦略的に企業として使っていきたいという、そういう思いもありますので、そういったものの財源として一定の積み立てをしているものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思えます。以上でございます。

○議長（中島正己） 続いて6番、圖司重夫議員。

○6番（圖司重夫） 平成19年第3回定例会一般質問、6番、圖司重夫。住宅施策について。

現在、竜王町はたくましいまちづくりに向けて「若者定住のまちづくり」を掲げておりますが、今日までの取り組みについて、および具体的な土地利用方針である「都市計画マスタープラン」についてお伺いいたします。

また、松陽台地先にあります日本アイ・ビー・エムの土地および施設について、

現在までのアイ・ビー・エムとの交渉経過と今後の見通しについてもお伺いいたします。

団地内に居住されている私の知り合いの方々も口々にアイ・ビー・エムの土地について聞かれる状況であり、住民の皆さんも注目されているところであります。

以上につきまして、執行部のご所見をお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 圖司議員さんからの住宅施策のご質問について、お答えさせていただきます。

まず、都市計画制度のサイドから、その事業手法や土地利用方針等を示します「都市計画マスタープラン」等の策定状況を含め、住宅施策全般に関連してご説明をさせていただきます。

この「都市計画マスタープラン」という計画は、地区計画制度の拡充などの都市計画法の改正を背景として、竜王町の重点的なまちづくりである「中心核」「住宅地形成」「インターチェンジ周辺の土地活用」を、より実現性の高い、具体的な土地利用方針を示していくものであり、地区計画制度などの個別の都市計画、いわゆる開発行為手続を決定、変更する際の指針として定めるのに必要なものがあります。

お尋ねの住宅施策につきましても、都市計画マスタープラン（案）において、特に竜王町は市街化調整区域で、戸建て住宅団地や農業集落が広がる状況の中で、本町にふさわしく若者等に魅力ある生活基盤整備や新たな一戸建て住宅の建設などの適応できる地区をイメージしながら、それを導ける手法として、地区計画制度活用での誘導を位置づけております。このことにつきましては、本年3月定例会および本定例会の全員協議会においても、その説明をさせていただいたところでございます。

このことから、既に本年3月に基本構想に即した町土の基本事項を定める「竜王町国土利用計画」の改定を行っております。また、「竜王町都市計画マスタープラン」については、その素案に対して県関係部局の事前審査を経て、その要件整理を行い、8月10日から24日を期間にパブリックコメントを募集し、去る8月17日には町の都市計画審議会を開催し、現在審議いただき、ご意見を求めているところでございます。ちょうだいいたしましたご意見を踏まえまして、9月下旬には正式に策定していく見込みであります。

今後の展開につきましては、まず都市計画マスタープランや町の地区計画ガイ

ラインの策定を進め、引き続いて既存の制度も含めながら、若者世代に加えて団塊世代やUターン希望者など、町民の皆さんはもとより竜王町に興味を持たれている方々に対して、本町での住宅整備の可能性やその手法について広くPRを行ってまいります。

特に、大きな住宅団地の形成に関わらず、一人ひとりのニーズや条件に見合う適切な指導体制を整えてまいりたいと考えております。

以上で、私の方からは住宅施策に関わってのハードを誘導するための計画手続の状況を報告させていただき、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 続きまして、松陽台地先の日本アイ・ビー・エム株式会社の土地および施設に関するご質問にお答えしたいと思います。

当該地につきましては、日本アイ・ビー・エム社が昭和50年代から野球場、グラウンド、体育館、プール等を備えた約5haの厚生施設として順次整備されてきたものでありますが、平成17年の野洲工場撤退の表明に伴い、できるだけ早い時期に売却したいとの意向による打診が同年9月に本町にありました。

町民の皆さんやまちづくり委員会の方々、さらには議会関係者など多くのご意見をちょうだいし、検討する中で、本町としても、今後、たくましいまちづくりを進めていく上で、当該グラウンド跡地での住宅開発は若者定住のための一つの打開策であると考え、公的な信用があり、良好な住宅団地として早期に供給ができる滋賀県住宅供給公社の協力を得て、日本アイ・ビー・エム社と交渉を行ってきたところでございます。

本町といたしましては、「分譲される住宅が豊かな住空間を持ち、なおかつ比較的安価であれば、子育てを始める世代にとっても魅力ある住宅団地として若者定住が進む」との考えを示し、土地についてもできるだけ安価で譲っていただきたいと交渉をしてまいりました。

当初、日本アイ・ビー・エム社としても、「民間に売却した場合、再販売され、その利用目的によっては、結果としてグラウンドを売った日本アイ・ビー・エム社の風評が下がる場合があることを危惧しており、民間に売却するよりも公的団体等に売却できるよう前向きに考えている」との言葉はありましたが、結果として、「簿価としてもそれなりの額があり、あまり安い金額では売却できない」との社内的な判断から、現在、交渉は止まっている状況にあります。

ただ、現在もなお売却先は決まっていない状況にあることから、関連情報の入

手に努め、今後の状況の変化にも対応していきたいと考えております。

また、当該施設の現状管理についても、地元自治会からの要望もいただいているところでありまして、日本アイ・ビー・エム社に対し適正管理に努めていただくよう要請しているところでございます。

以上、圖司議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** 最初、田中課長の方から、先日も実は都市計画マスタープランを詳細にわたりましてご説明願ったわけでございますけれども、再度ご説明いただきまして、大変ありがとうございます。

住宅の需要と言いますか、若者定住はもちろんですけれども、今後、団塊の世代が60歳以上になってきますと、都会へ行っておられる方がまた竜王町に、ふるさと竜王にUターンされるという現象、また最近では、子どもさんが結婚されて親元を離れて近くに住宅を構えると、そういうことも起こっておりまして、今後、ますますそういう現象が起こっていくのではなかろうかなというふうに思っております。

特に、2番に関係します日本アイ・ビー・エムの土地ですけれども、その横にあります第1松陽台におきましては、昭和30年代に建設されたということから、二世帯住宅とはなっておりません。第2松陽台につきましては、かなり大きい敷地もあるわけでございますけれども、見るからにやはり狭いということで、子どもさんなり親御さんがもう少し土地があればそこを買って建てたいというようなことも常日頃言われる方も何人もおられるわけでございます。全体的に、土地利用の見直しを含めて、住民の皆さんのニーズに応じていくのが、これも責務かなというふうに思うわけでございます。

質問につきましては、日本アイ・ビー・エムの土地につきまして、面積につきましては、先ほど小西課長の方から5ha、50反ということをお聞きいたしました、差し支えなければ、現在町の方へ入っております固定資産税、年間幾らと、またこれは下請けの会社が日本アイ・ビー・エム総務サービス株式会社というところだと思うのですけれども、管理費というものがつくので、もしもつかんでおられましたら、差し支えなければご説明をお願いしたいなというふうに思います。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** ただいま圖司議員さんから、固定資産税の状況というご質問をいただきましたけれども、ちょっと私どもの方で今数字をつかんでおり

ませんので、お答えさせていただくことができませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

**○議長（中島正己）** 6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** わかりました。多分、そういう返答が来るかなということでは思っていました。これはちょっと私のあれで、申しわけございません。

実は、この日本アイ・ビー・エム、私も本近くに住んでおりますので、通るたびに、グラウンドの雑草の状態、またその下に野球場があるわけでございますけれども、雑草の状態を見ておまして、当然、今の松陽台の自治会長さんもおられると思うのですけれども、これは毎年、松陽台の自治会長さんから町を通じて日本アイ・ビー・エムの方へ雑草管理等、環境面についてしっかりとしてほしいというようなことを言われていると思うのですけれども、私もその辺を危惧しております。

それから、先ほどの小西課長の話の中で、日本アイ・ビー・エムとの交渉が、本当に県の住宅供給公社ですか、それが中に入ってもらっているにも関わらず、こう着状態ということらしいのですけれども、何とか風穴を開けて一歩でも二歩でも進んでいきたいなというふうに思うのですけれども、東京の本社の社長さんもアメリカ人ということで、当然、アメリカ人と日本人と金銭感覚が全然違いますので、ところが日本人としたら、17年に閉鎖以後、17年・18年・19年、もう3年にわたりまして地元にならなからずは迷惑をかけているというようなことで、アメリカ人の感覚ですと、金銭が折り合わなければ全然話にならないというようなことになろうというふうに思うのですけれども、この辺、県の住宅供給公社の方の指導力を発揮してもらえないのか、もらえるのか、その辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思うのですけれども。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 圖司議員さんから2つの質問をいただいたかと思いません。

閉鎖をいたしましてから雑草等が繁茂し、昨年におきまして、区長さんから要望書をいただきまして、直接、日本アイ・ビー・エムの方へ町の方から電話をさせていただきました。そして、また文書等もいただいております。そういうところから、昨年度におきまして、草刈りとか、いわゆる出ておる部分の刈り取り等をしていただきました。今年度におきまして、区長さんの方から要望をいただいております。この2月に草刈りをやりまして、6月に消毒等も行っていた

だいております。さらには、9月にも草刈りをするというふうな返事をいただいております。これは、地元の方からも町の方からも日本アイ・ビー・エムの本社の方へ電話をさせていただきまして、そして管理は野洲の今現在の工場の方に担当の方が1人おられるということでございますので、逐一連絡をとって管理をしていただいているというふうな状況でございます。

また、「県の指導力を」ということでございますけれども、基本的に日本アイ・ビー・エムの方へ幾度となく交渉等もさせていただいております、どうしても先ほど申しましたように、簿価というふうな民間の危惧でございます。今後におきましても、先ほど申しましたように、やはり今後の状況もいろいろ変化すると思っておりますので、その辺、県の指導をいただきながらやはり交渉してまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** いろいろと質問させていただきましたけれども、ひとつよろしくお願いたします。

**○議長（中島正己）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後8時40分